



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	当日配布資料
Citation	シンポジウム報告書：子ども発達臨床研究センター総合研究企画，2012，85-131
Issue Date	2013-03-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52441
Type	other
File Information	RCCCD_Symposium2012_10.pdf



当日配布資料

<子ども発達臨床研究センター総合研究企画（2012 サステナ企画）>

「生きづらさ」を超えて

日程 11月2日(金)19時から3日(土)15時30分まで
会場 北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟(W棟)203

<企画内容>

A 基調講演 11月2日(金) 19:00～21:00

『「生きづらさ」を超えて』

B シンポジウムⅠ 11月3日(土) 9:30～12:00

『「生きづらさ」を超える学び～教育と福祉が会うとき』

C シンポジウムⅡ 11月3日(土) 13:00～15:30

『学びの場の再定義～学校と仕事が出会うとき』

【日程表】

					18:30	19:00	21:00	
11月2日(金)						開場	A 基調講演	
9:30		12:00		13:00	15:30			
11月3日(土)	B シンポジウムⅠ			C シンポジウムⅡ				

＜開催にあたって＞

多くの大人が閉塞感を感じる社会で、子どもが伸び伸びと育つことはできるのでしょうか？
2011年3月11日以後、多くの人々の不安感は、人間としての存在のレベルにまで達しました。
しかし、あの震災と事故の以前から、人間として生きて存在すること、つまり人間らしい生存が脅かされる事態は広範に出現していました。誰もが懸命にもがいているにも関わらず、姿の
見えない巨大な圧力によって押し潰されるかのごとき状況は、職場でも、家庭でも、そして学
校でも発生しています。教育の使命が人間の発達の保障にあるのならば、存在の不安定化は、
教育の前提条件を掘り崩し、発達の可能性を閉ざす事態と言えるかもしれません。

このような問題意識から、昨年は「遊ぶ・学ぶ・働く」と題する総合研究を企画しました。学
びの場から遠ざかって(遠ざけられて)しまう子どもや若者の背景にある問題を、人間発達を主
導する活動に即して検証してみることが課題でした。そこから浮かび上がってきたのは、「時
代が締め出す」(青木省三)ことによって子ども・若者やその家族に「生きづらさ」がもたらさ
れているという事実でした。

同時に、私たちは「締め出された」領域に潜む新たな人間発達の可能性を確認しました。「生
きづらさ」に直面せざるを得ない領域は、一方では、存在も意味も不安定化し、確かなものが
何もない世界ですが、他方では、締め出した領域を逆に包摂するような小宇宙を生み出す可能
性があります。昨年のシンポジウムで紹介された実践はいずれも、その具体的な例でした。

そこで、今年の総合研究企画では、時代によって締め出され、「生きづらさ」に満ち溢れた領
域において生成する人間発達の可能性とその実現条件について考えてみることにしました。

「生きづらさ」が貫徹する世界に人間的解放に至る希望の扉を見出すことが、はたして可能な
のか？生存を問わねばならない時代において教育の可能性を語る資格は、この間に答えること
なしには与えられません。

11月2日には栗原彬先生に基調講演をお願いしました。栗原先生は、存在の次元から政治
システムに潜む暴力性を一貫して批判してこられました。政治学・教育学の境界を超える普遍
的な問題把握の枠組みを提起して頂けることを確信しております。

11月3日は、「生きづらさを超える学び」と「学びの場の再定義」の二つのシンポジウムを
開催します。時代に締め出され「生きづらさ」を抱える人々が、支援の対象として位置づけら
れるのではなく、自らをそして時代を解放する主人公となるような学びの在り方と、そのよう
な学びに基づく学校の可能性を探ることが課題です。

また、各々のシンポジウムには「教育と福祉が会うとき」と「学校と仕事が会うとき」
というサブタイトルが付けられています。教育・福祉・労働は人間らしい生存を保障するた
めの3つの柱です。しかし、それらが分断され、カプセル化されたときに、それらは「締め出す」
システムの一要素となってしまいます。このシンポジウムでは、この3つの柱が相互に関連す
るときに、それらの本来の意義が回復され、人間発達という価値を最優先にする新たな社会や
国家(福祉国家)像を描けること、及びそこに埋め込まれるであろう新たな発達概念をも見通せ
ればと願っています。

A 基調講演

『生きづらさ』を超えて

日時：11月2日(金) 19:00～21:00 (開場：18:30)

会場：人文・社会科学総合教育研究棟 W203

司会：川田学 (北海道大学)

趣旨：「生きづらさ」とは、一人一人の生（生きること）が誰かによって枠づけられ、その意味も決められてしまうことと私たちは考えています。自己決定の及ばない人生を生きることほど「つらい」ことはありませんが、今の時代は多くの人々をそのような状況に置いています。この転倒性を超えるという課題に挑戦することなしに、人間の発達や、それを保障するはずの教育を語ることはできません。栗原彬先生は政治社会学の立場から、水俣や福島の問題と向き合いつつ、一貫してこの問題に取り組んでこられました。この基調講演では、人間存在の根底から現代社会と人々の生のありかたを問われている栗原先生に、転倒した時代を超えるための課題についてお話し頂きます。

講演者：栗原 彬（立教大学名誉教授）

テーマ：生きづらさを超えて

要旨：社会的排除が生きづらさを生むけれども、最も生きづらい生を生きているのは見えない受苦者である。受苦者が生きづらさを超えていくときの「友」として、地域、小さな公共性、アート、「隣人」、ほとりに立つこと、そして、運動や市民活動などが挙げられる。生きづらさを超えて到達する共生の過程は、見る、修羅の中に非対称の関係から入る、応答行為、他者とのネットワークによる公共圏の存立、主が退くことの5つのステージに集約される。究極の共生とは、対面の身振りと肩を並べる身振りを通して、互いに人間となることである。

B シンポジウム I

『生きづらさ』を超える学び～教育と福祉が会うとき～

日時：11月3日(土) 9:30～12:00 (開場：9:00)

会場：人文・社会科学総合教育研究棟 W203

コメンテーター：竹内常一（國學院大学名誉教授）

コーディネーター：日置真世（NPO 法人 地域生活支援ネットワークサロン）

松本伊智朗（北海道大学大学院教育学研究院）

趣旨：教育や福祉の現場では、生きづらさを抱える人たちへ「自立支援」のための模索が続いています。その実践を通じて見えてきたのは、学校や職場そして家庭など、本来一人ひとりを守り支えるはずの場から排除され、孤立し、自分を責める当事者の姿でした。

これまでの自立支援は生きづらさをもつ人たちを支援の対象者として扱い、その課題に着目し展開されることが多かったのですが、現場の模索を通して、当事者は単なる支援の対象ではなく、さまざまな人々との対話と協働の経験によって、問題解決の主人公として、さらには新しい社会を創る担い手として活躍できる手応えも強くなっています。

発表者：佐藤洋作（特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク代表）

テーマ：『生きづらさ』を超える学び～教育と福祉が会うとき

要旨：若者の学校から社会への移行期を支える学び直しシステムの構築が必要である。

その移行を若者個人の責任に帰させるのではなく、居場所や研修的労働体験を通してつくり出される、仲間との協働による社会との出会いや学び直しのプロセスとしてとらえる視点が必要である。若者支援とは、孤立し立ちすくむ若者の自己承認欲求に応えながら、だれもが人間らしく生き働くことができる社会の再構築にむけて、若者自身をその形成主体へと成長させる教育的アプローチを基底にした支援である。

発表者：朝比奈ミカ（中核地域生活支援センター がじゅまる センター長）

テーマ：『生きづらさ』を超える学び～総合相談事業の実践から～

要旨：千葉県が 2004 年から独自に実施している対象を限定しない総合相談事業「中核地域生活支援センター」では、地域社会のなかで孤立し、また、既存の福祉制度の狭間におかれてしまった人たちからの相談を多く受けている。

あらゆる人の相談に課題を限定せずに対応するという総合相談事業であるが、実際には限りなく個別的で具体的な支援を行うこととなっている。時間をともにして躓きや達成の場面に立ち会うことでご本人の理解に努め、ご本人の側からもう一度生活に取り組んでいく力が湧き出るように働きかけてきた実践の試みを報告したい。

コメンテーター：竹内常一（國學院大学名誉教授）

私はコメンテーターなので、問題意識の一端を述べることにします。それらは、①「教育と福祉の出会いの場所」（共編著の書名でもある）とは「生命、自由および幸福追求の権利」が目覚めるところであること、②現憲法の「義務教育」の含意は、生存権と教育への権利を統合的に保障するものであること、③生存権の保障と獲得の活動を抜きにして、＜学びと参加＞の自由を開き、教育への権利を行使させることができないこと、③これらを解くなかで、生存権、教育への権利、労働権のつながりあう弾力的な「高校教育の義務化」が展望できることなどである。

C シンポジウムⅡ

「学びの場の再定義～学校と仕事が出会うとき」

日時：11月3日(土) 13:00～15:30 (開場：12:30)

会場：人文・社会科学総合教育研究棟 W203

コーディネーター：横井敏郎（北海道大学大学院教育学研究院）

上原慎一（北海道大学大学院教育学研究院）

趣旨：今日、若者の雇用・労働は厳しい環境にある。若者たちはどのように仕事の世界に向き合えばよいのか、学校はいかに彼ら彼女らを仕事の世界に送り出していけばよいのか。ここでは、ドイツとデンマークの高校等をドロップアウトした若者を受け入れている production school（生産学校）と日本の高校での雇用契約書を用いた授業実践の2つをご紹介します。若者がエンパワーメントされながら仕事の世界に向かい合っていけるような教育実践と学校制度とはどのようなものかを議論します。

発表者：井沼淳一郎（大阪府立堺東高等学校教諭）

テーマ：はたらく・つながる・生きるちからを育てる現代社会

要旨：ノンエリート高校を卒業していく生徒たちが、格差社会で負けないで生きていくために本当に必要な知識・スキルとは何だろうか？また、それを個人の能力の蓄積競争ではなく、共同的な知恵として獲得していく授業はできないだろうか？アルバイト経験者が8割を占める生徒たちと、契約書をもらってみたいことから出発し、権利保障の闘いかたを学びながら、現代社会の労働と福祉のあり方を問う授業実践を報告する。

発表者：大串隆吉（東京都立大学名誉教授）

テーマ：学校中退・不登校の若者を仕事と社会につなげるデンマーク生産学校

要旨：若者と仕事・社会つなぐ試みが様々な試みが行われている。デュアルシステムの国であるドイツとデンマークで生まれた生産学校もそのひとつである。「学校ならざる学校」である生産学校は、徒弟的形態を生かしながら、物的・文化的生産を通じて若者の生産をはかっている。その制度、実践、理念を紹介し、日本に生かせる道を探る。

生きづらさを超えて

栗原 彬

1 生きづらさを生む社会的排除の現在

- 1-1 被差別部落、人種、性、職業、帰属集団などのカテゴリーによる差別と排除。「文化の差異」「間接差別」などの新しい形式。
- 1-2 近代の産業と国家の「社会的不適者」：遺伝病患者、慢性病患者、精神病患者、障害者、同性愛者、非行少年。外国人労働者、難民など。
- 1-3 地球市場化、労働市場の再編制、情報技術の革新、新自由主義の政治によって、市民社会の内部にエリート・富裕層と下層労働者層の2極分化。格差社会と新しい貧困層の出現。つながりの貧困も。
- 1-4 生きる権利への侵犯の法制化。労働者派遣法、自立支援法、臓器移植法、水俣病特措法、生活保護受給者の通院移送費を大幅に制限する厚生労働省通知など。人権なき民主政治。
- 1-5 優生学的な生命政治による生命の選別と排除。公害、薬害、優生保護法、生殖技術、出生前診断、脳死、臓器移植、安楽死、ヒトゲノム計画、クローン、遺伝子診断、遺伝子治療、遺伝子組み替え、人体市場、バイオ市場、iPS細胞など。
また、「健康であらねばならない」(新・テレームの僧院の格率)に従う「積極的な」優生学的行為：健康・幸福・安全構想と全体主義的な健康ランドづくり。
- 1-6 常識知、一般論が生きづらさの壁をつくる。
「弱者への支援は自立支援であるべきだ」「成人したら自活しなければならない」「働かざる者食うべからず」「障害者が生きるためには、施設や設備を充実しなければならない」「分けた方が障害児のためにも健常児のためにもよい」「多文化共生は当然だ」など。
- 1-7 社会的排除の重層化と包括性（食・住・医・教育・福祉・アート）が、つながりの乏しさを生む。

2 見えない受苦者がいる

- 2-1 陽の当たっている受苦者の陰になる受苦者
 - ・胎児性水俣病患者重症例 17 名の陰になった、重症例から軽症例に至る膨大な被害者。
- 2-2 外見で分からず、理解も支援もなく、見過ごされてきた受苦者
 - ・高次脳機能障害（国内に約 30 万人：発達障害者、聴覚言語障害者など
 - ・自閉症
 - ・人工透析の障害者
- 2-3 民主的に訴える道を閉ざされているマイノリティー
 - ・国際石油資本が進出しているナイジェリア南部の油田地帯「ナイジェーデルタ」の地元の貧困マイノリティー、イジョー族

- 2-4 可視化されたコミュニケーション場面に出て来ることができない人々
- ・ 仮設の日中のお茶会に出席するのは元気なおばさんばかり。
 - ・ 日本語学校、日本語ボランティア教室に来ることができない貧しい外国人労働者
- 2-5 加害と被害のグレイゾーンにいる受苦者
- ・ いじめる側といじめられる側に差異がなくなり、いじめが起きやすくなっている。
- 2-6 (権力、メディア、市民の) 政治的言説によって排除される受苦者
- ・ 「水俣漁民暴動」(1959)
 - ・ 原発事故「収束宣言」
 - ・ 「安全宣言」によってオスプレイを普天間米軍基地に強制配備
- 2-7 認定判断基準の操作により排除される被害者
- ・ 1977 年水俣病認定判断基準 (環境庁環境保健部長通知) により申請棄却と未認定の山が築かれた。
 - ・ 原爆症認定基準
 - ・ 森永ミルク砒素中毒事件 (1955) における西沢義人委員会作成の診断基準、治癒判定基準を厚生省、各都道府県に「通牒」。
- 2-8 (学校、職場、近隣で) 分けることで、当面の差別・排除は見えにくくなるが、かえって社会の中にその構造は残って、受苦者はいっそう生きづらくなる。

3 生きづらさを超える - ほとりに立つこと

3-1 地域で生きづらさを超える

- ・ わらじの会：地域 (家族、学校、職場、区域など) で、差別や排除を抱え込む「みんな一緒」ということの中に、ぶつかり合い、せめぎ合い、ふれ合い、認め合うことを通して、しがらみという共生の方へ、地域を編み直すこと (わらじの会 [山下浩志] 編『地域と障害 - しがらみを編みなおす』現代書館 2010)。
- ・ 釜ヶ崎、カマン！メディアセンターの「えんがわおしゃべり相談会」：回復しながら生きる、一歩はみ出して生きる、しんどいと共に生きる、空を見上げて生きる、関わり合いながら生きる、誰かと一緒に生きる、迷い考え選びながら生きる、依存と共に生きる、問いながら生きる。

3-2 小さな公共性で生きづらさを超える

- ・ 「地域の縁がわづくり」(熊本県の地域福祉事業、潮谷義子)：バンコ (腰掛、長椅子での話し合いによる問題解決) が原型、「ほっとはうす」もその一環。
- ・ シスター・マリア・コラレスからの聞き取りより：「夜回りで、リアカーの上で寝ている人を起こさないように、おにぎりを置いて立ち去った。しばらくして同じ場所を通りかかると男は目を覚ましていた。さっきここにおにぎりを置いた、というと、そんなものはなかった、と男。次に配るときは見えないように隠しておく、というと、男はマリアの顔をじっと見て言った。「何でそんなことをいうのか？ たまたま通りかかった人がお腹がすいていた。だから食べた。それでいいじゃないか」。(岩淵拓郎「よくある話、もしくはどこでもないここについて」NPO 法人コクルーム編『記憶と地域をつなぐアートプロジェクト - こころのたねとして釜ヶ崎 2008』[URP GC OE DOCUMENT 6] 大阪市立大学研究プラザ 2009)
- ・ 直接民主主義：街中に公共空間を拓く。

3-3 アートで生きづらさを超える

- ・「フェスティバル FUKUSHIMA!」と「福島大風呂敷」：2011年8月15日、福島市郊外での音楽祭と”つなぐ”パフォーマンス
- ・釜ヶ崎「むすび」の紙芝居劇『ねこちゃんの人生スゴロク』
- *①当事者起点 ②共助、つながり ③歓待と異交通 ④離脱と関係の物語
- ⑤ブリコラージュ ⑥身振りとハビトゥス ⑦地域性と地域を超えるもの

3-4 ほとりに立つことで生きづらさを超える

- ・バナキュラー (vernacular)：根づいているもの+居住
「互酬によって営まれている暮らし」(イヴァン・イリイチ)
「贈与・互酬・再分配・市庭 / 交換・市場交換」(K.ポランニー)
- ・バナキュラーな言葉：水俣の「もやい、のさり」。飯館村の「までい」。
- ・シャドウ・ワークの中にバナキュラーなものが生き続けている。
- ・「誰もがみんなお母さんの子どもである」(エヴァ・フェダー・キティ [岡野八代・牟田和恵 監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社])
- ・ { volunteeristic model
vulnerability model
- ・ほとりに立つ身振り：ケア、アシスト、ボランティア
- ・身振り・制度化・再身体化
- ・「隣人」(菅原哲男)
「思春期までに子どもたちが自分の中に「隣人」(どんな状況でもつながりが切れない、信頼性に基づいた関係を持てる大人)をつくらなければならない。子どもはそういう課題を負っている」(芹沢俊介・汐見稔幸対談「支え合う関係を取り戻す - 家族・教育・地域の再生に向けて」『GRAPHICATION』No.136 2005年1月)。

4 ほとりに立つことの論理構造

4-1 隣人愛の物語を書き替える

善いサマリア人^{じん}

すると、ある律法の専門家が立ち上がり、イエスを試そうとして言った。「先生、何をしたら、永遠の命を受け継ぐことができるでしょうか。」イエスが、「律法には何と書いてあるか。あなたはそれをどう読んでいるか」と言われると、彼は答えた。『心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい、また、隣人を自分のように愛しなさい』とあります。」イエスは言われた。「正しい答えだ。それを実行しなさい。そうすれば命が得られる。」しかし、彼は自分を正当化しようとして、「では、わたしの隣人とはだれですか」と言った。イエスはお答えになった。「ある人がエルサレムからエリコへ下って行く途中、追いはぎに襲われた。追いはぎはその人の服をはぎ取り、殴りつけ、半殺しにしたまま立ち去った。ある祭司がたまたまその道を下って来たが、その人を見ると、道の向こう側を通って行った。同じように、レビ人もその場所にや^ひって来たが、その人を見ると、道の向こう側を通って行った。ところが、旅をしていたあるサマリア人は、そばに來ると、その人を見て憐れに思い、近寄って傷に油とぶどう酒を注ぎ、包帯をして、自分のろばに乗せ、宿屋に連れて行って介抱した。そして、翌日になると、デナリオン銀貨二枚を取り出し、宿屋の主人に渡して言った。『この人を介抱してください。費用がもっとかかったら、帰りがけに払います。』さて、あなたはこの三人の中で、だれが追いはぎに襲われた人の隣人になったと思うか。」律法の専門家は言った。「その人を助けた人です。」そこで、イエスは言われた。「行って、あなたも同じようにしなさい。」 ルカによる福音書 10

- ①「見る」/ 出会い ②応答行為 ③ネットワーキング ④脱主体化

- ・サマリア人が追いはぎに襲われた人と出会った冒頭の部分を書き替える：やさしく声をかけられて、その人は、また別の追いはぎがやってきたと思い、恐怖でパニック状態になって激しく抵抗する。サマリア人は修羅の場に非対称的な関係から入る。
- ・1952年4月30日、ソ連のハバロフスク市の強制収容所の日本人受刑者たちは「文化と休息の公園」の清掃と補修作業にかり出されていた。通り合わせた市長の令嬢がこれを見て心を打たれ、自宅から食物を取り寄せて、一人一人に自分で手渡した。その一人であった鹿野武一にとって、このような環境で人間のすこやかなあたたかさに出会うくらいおそろしいことはなかったにちがいない。このときから鹿野はほとんど生きる意志を喪失して沈黙し、絶食を始めた。

(石原吉郎「ペシミストの勇気について」『望郷と海』ちくま文庫 1990年)

4-2 異交通による共生の過程

- ①見る ②修羅の場に非対称的な関係から入る ③(深い声への)応答行為：ケア、アシスト
- ④他者とのネットワーク：公共圏の存立 ⑤主が場所をあける：主の脱主体化、当事者の主体化、「過ぎ去り行く者になりなさい」(イエス)

4-3 「遠人愛」(ニーチェ)という参照項

- ・「君たちの隣人愛のせいで犠牲になるのは、離れたところにいる人たちだ。」「俺が教えているのは、友だちであること。友だちのなかで世界は完成している。友だちは、善の秤、善の杯なのだ。」「未来や、一番遠いものを、君の今日にとっての原因とせよ。友だちのなかにいる超人を、君の原因として愛することだ。兄弟よ、隣人愛はすすめない。俺がすすめるのは遠人愛だ。」(ニーチェ『ツァラトゥストラ』(上)〔丘沢静也訳〕光文社文庫)
- ・友情は互いの距離において、支配や併呑や領有を免れている。
- ・何が遠人愛を支えるか。ほとりに立つ身振り。「一切衆生悉有仏性」(涅槃経)。

5 人間が生まれる：異交通は脱アイデンティティを伴う

5-1 アイデンティティへの自由 / アイデンティティからの自由

5-2 向かい合って

- ・漱石の「助言」：「私の他^{ひと}に与える助言はどうしてもこの生の許す範囲内に於てしなければ済まない様に思う。どういう風に生きて行くかという狭い区域のなかでばかり、私は人類の一人^{にん}として他の人類の一人に向わなければならないと思う」。

(夏目漱石『硝子戸の中』新潮文庫 2000年)

5-3 肩を並べて

- ・女島の漁師・緒方正人「課題責任の共有」(緒方正人・栗原彬対談「水俣病を超えて未来へ「課題責任」を背負う」〔新作能「不知火」ワークショップ第2回〕『季刊 魂うつれ』第18号 2004年7月)
- ・水俣おれんじ館の絵画教室：徳富一敏と石本寅重

『生きづらさ』を超える学び～教育と福祉が出会うとき

佐藤洋作（特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク）

（１）若者の生きづらさとは何か

■たちすくむ若者たち

不登校や中退、あるいは学業不振など「教育からの排除」のプロセスは、若者たちの内面に「仕事からの排除」を自由な競争の結果として受け止める心情（自己責任イデオロギー）を醸成し、若者たちをたちすくませている。「たちすくみ」状況とは自己責任論イデオロギーに糾弾され、圧倒され、射すくめられ動けなくなった体と心である。若者たちは自らの困難を相対化し、現実に向き合っていく意欲も希望も失い、ますますたちすくみ状況を深めていっている。

■若者の自己承認欲求と学び直し欲求

人間関係から排除され孤立無援状態の中にいる若者たちの「自分を認めてほしい、わかってほしい」という自己承認欲求、人間関係回復欲求は深い。「青春貧乏」だと自嘲し、「リア充」の若者への羨望や嫉妬を語る若者たち。ひきこもり働くことを忌避しているかのように見える若者たちではあるが、社会復帰や、働くことへの願いは深い。働かないのではなく働けないのである。立ちすくみ状況は意欲の彼岸にある。

■青年期課題の未達成

学校体験、仲間関係という拠点を奪われ、親や身近な愛情対象から分離して支配的依存的な他者関係から社会の中で主体的に生きられる自律的な自分になっていくという思春期・青年期課題の未達成状況、依存関係を断ち切れない閉じられた家族状況、その結果としてのひきこもりの遷延化。思春期・青年期の子どもを社会へと介在する家族の橋渡し機能が不全状態に陥っている。

■若者の困難の要因は複合的

たちすくみ状況によって働けないだけでなく、働く場がないという経済的、客観的条件によって「働けない」状況が生まれてきた。経済の貧困が精神の貧困を生み出し、精神の貧困が経済の貧困を増幅させていくという悪循環。働けない要因の個人の心理的次元と社会的次元は相互関連している。今日の貧困は経済活動から排除されているだけでなく孤立化されあらゆる社会的関係から排除されている状況を指している。雇用問題だけでなく、福祉、教育、さらには精神医療の問題も包括的に議論される必要が生まれている。

■若者支援実践の課題

人間関係から排除され孤立無援状態の中にいる若者たちの自己承認欲求、学び直し欲求に応えながら、「自分もみんなと社会の中で生きていける」という希望や自信を若者の中に回復していくための教育的、福祉的支援が若者支援の課題である。自分に向き合い（青年期葛藤に直面化し）現代社会の困難に向き合う主体形成を促す学習機会の提供とサポートが若者支援実践の根幹に据えられなくてはならない。

（２）居場所をベースキャンプとした学び直し

■居場所は学び合いの空間

働く力（エンプロイアビリティ）の習得過程が同時に、他者と共に働くことの喜びや自信（自己肯定感情）を身につけることにつながっていかなくては働けない。対話的關係に支えられた学び合いの場を「居場所」と呼ぶことができる。居場所の仲間と共に失われた青年期体験を取り戻し、その経験を共有し、補填された基本的信頼をてこに自己開示しながらナラティブ（自分の人生の語り直し）を発達させる場。「居場所」は、競争的な他者関係を共感的・共生的なものへと組み替えながら内なる自己責任論を溶かし、社会に参加するうえでの他者やさらには自分自身への基本的信頼を回復していく学び合いの場である。

■パン屋研修を通して若者たちが学んだ

ケース１：人間関係、就職、勉強から逃げ続けてきた結果、達成感もなく自信を持てないままアパートに孤立して引きこもっていたKさん（25歳男子）は、合宿生活や工房での仲間と協同活動と「納得いくまで語り合い」の中で、人の言葉を聞き取り自分を語り、完全燃焼できて人を見る目が変わった。できることから動き出そうと思えるようになった。

ケース２：なんとか高校だけは卒業したがそのまま家に引きこもっていたUさん（19歳男子）だが、パン屋の労働という実践共同体への「正統的周辺参加」をとおして労働の意味と働く喜びを学び取っていった。「お客さんの笑顔のためなら頑張れるかもしれない」と、働くことの喜びを感じ、製菓職人（パティシエ）になるという進路に向かって歩き出した。

■生きて働くことへの方向性感覚

ケース３：大手スーパーが若者たちの職業トレーニングとして実施してくれている研修プログラムに参加したMさん（25歳男子）は、一か月の研修を終えて社会の中に自分の生き場があるかもしれないと思えるようになった。

「…自分みたいな人間でも受け入れてくれる場があって、支えてくれる人たちがいて、そういうのを共感してくれる人がいて、そういうことが自分の中では、自分みたいな人間は、多分社会ではやっていけない、生きていけないって風に思っていたので、こういう場で職業体験っていうよりも、自分みたいな人間でも受け入れ支えてくれる場があるんだなって、そのことに気づけたということが、その結果として、自分はひょっとしたら、その社会の中で歩いて行けるかもしれないというか、何というか、社会の中で生きていけるかもしれないって風にも思えた。このこと自体が自分にとっては大きな成果であり、何よりの気づきだったという風に感じております」

若者は自分も参加する場（関係）からの承認によって、人とのつながりの中で生きることができるとも思えない、みんなの中で働けるかもしれないという希望を見出すことができる。他者への基本的信頼への気づきを梃にして、社会への信頼を、そして自分自身への信頼を回復していく。生きて働いていくことの方向性感覚のようなものが醸成される。

（３）若者をつくる地域、仕事、学び

■三鷹が好きになった

スタッフと若者たちで、コミュニティ・カフェをオープンさせた。三鷹市から委託された観光案内所も兼ねており、街の交流スペースをテーマに、いろいろなイベントを打ってきた。市内在住の音楽家のプロデュースで福島復興応援ライブなども行う。参加する若者の一人であるKさん(36歳男子)、中学1年から不登校になるなど、嫌いだった三鷹だが、地域の人々との出会いを通してしだいに好きになってきた。

「…地域のお祭りやイベントに参加するなど、これまででは考えられない体験を沢山しました。学童保育のアルバイトも2年半続けることが出来ました。…観光協会に行ったり、「まほろば珈琲」さんに珈琲のいれ方を教わりに行ったり、以前よりも地域の方々と密に接する機会が持てました。先日はむらさき祭り（注：地域商店街のまつり）の実行委員会に出席し、その後の飲み会にも参加させて貰いました。地域の人が自分たちの取り組みを応援してくれているのを肌で感じる事ができました。そして三鷹も悪くないなぁと感じられるようになってきました。…」

■Learning in Community

若者が社会（仕事）へと近づいていくためには、地域ニーズに対応した生産やサービス活動に従事し、人々に感謝されることによって自己の有用性を自覚できる機会が必要である。若者の自己学習が地域との関わりの中で行われるためには、学ぶ場（関係）にはNPOや専門機関だけでなく、地域の業者や市民も参加する必要がある。若者は支援者によってのみ支えられるということではなく、地域のさまざまな人々と協働的関係をむすびながらつくりあげる生活そのものに導かれ、自らを育て上げる学習主体になっていくことができる。

（４）若者をだれもが人間らしく生き働くことのできる社会づくりの主体に

■居場所から公共圏へ

若者たちが幻想的につくりあげた「社会像」「仕事観」に圧倒されることなく社会や仕事の世界への移行を達成して行くために居場所では外に開かれた体験的学びがつくりだされる。若者が居場所から社会に渡っていくためには、居場所に外の世界を取り込むか、外の世界に居場所を移動させるか、学び空間を社会の現実の中に拡張させる必要がある。居場所の語りを外に広げ、当事者として若者支援のピアスタッフになる、街づくりや政治参加など、公共圏形成の担い手になっていく学びをつくりだすことが若者支援のテーマとなる。

■学校から社会（仕事）への移行期を支える学び直しシステムの構築を

若者を社会（仕事）へとつなぐためには、その移行そのものを個々の責任に帰させるのではなく、職業訓練や仕事探しの過程そのものを協働の営みとして乗り切っていく機会を提供しなければならない。学び直しや移行的労働体験を若者たちの協働による社会との出会いのプロセスとしてとらえる視点が必要である。

若者自立支援とは、個々の若者に既存の社会への一方的な適応を迫る支援ではなく、だれもが人間らしく生き働くことのできる社会の再構築にむけて、若者をその形成主体へと成長させる教育的アプローチを基底にした支援となる。

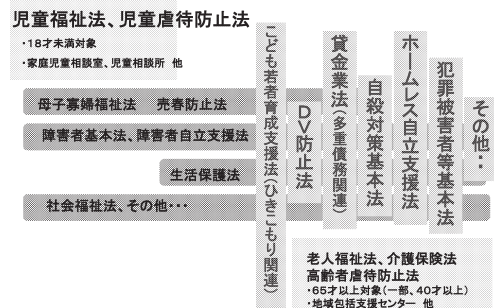
『生きづらさ』を超える学び ～総合相談事業の実践から～

中核地域生活支援センター「がじゅまる」(千葉県)
センター長 朝比奈 ミカ

千葉県市川市大洲1-14-4 東洋荘101
TEL047(300)9500 FAX047(300)9509
E-mail:gaju9500maru@cello.ocn.ne.jp

1

暮らしに関わる相談の法体系(イメージ)



2

システムの側の捉え方

- ・「対象者」「対象とする問題」というフレーム
→対応されていない問題は存在しない
建前になっている
- ・多忙の夫から家事を任せられ、2人の子どもを
育て、入院中の姉の看病をし、一人暮らしの
母の介護を心配するエツコさんは...
→「奥さん」?「お母さん」?「妹さん」?
「娘さん」?...一人のことなのに!

3

中核地域生活支援センターとは

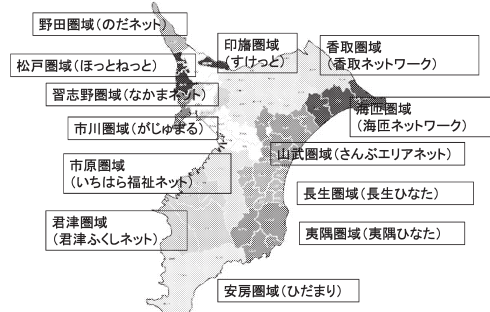
- ・平成16年3月に策定された千葉県地域福祉支援計画の
なかで、「千葉方式」のもとで提案された事業。
- ・「千葉方式」とは、行政の縦割りの弊害をできるだけ排除
し、立案段階から生活の当事者である県民の意見を取り
入れていく、千葉県独自の手法のこと。
- ・ http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syafuku/chousei/chuukaku

4

中核センターの活動

- ・対象者や問題を問わない
～年齢や障害の有無、問題の内容で分けない
- ・24時間・365日の相談支援体制
- ・さまざまな理由で自分らしさを奪われている方
を救う権利侵害対応
- ・個々の問題に対し、地域のひとと協働して解決
することができる地域づくり

健康福祉圏域と中核センターの配置



5

相談活動実績より①

- 23年度の総相談件数: 86,218件
- 日中時間帯以外(17:00～翌朝9:00)の相談総数: 18,705件 全体の21.7%
- 訪問相談: 22,510件 全体の26.1%

相談活動実績より②

- 23年度新規相談の全数: 2,602件
22年度同調査: 2,576件 (0.99%増)
- 年齢の状況

～18才	17.1%
19～64才	66.9%
65才～	13.2%

相談活動実績より③

- 相談者の障害の状況

	H22年度	H23年度
相談受理段階で手帳等を持っている	57.0%	57.4%
相談の過程で手帳取得等をすすめる	14.7%	12.0%
手帳を持っていない	28.3%	30.6%

相談活動実績より④

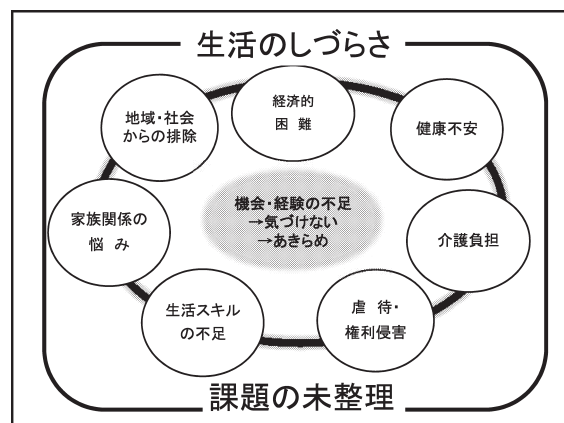
- 相談者の生活課題(複数回答・上位5つ)

生活課題	割合(%)
介護・支援サービスに関すること	47.3%
医療・健康に関すること	27.7%
家族関係に関する悩み	15.0%
経済的困窮	14.8%
暴力・虐待・権利侵害	13.6%

- 生活課題が5つ以上の人 18.4%

特徴的な相談ニーズの状況

- ①「生活のしづらさ」を抱え、混乱している状態
→ 混乱のなかで生活課題が複合化していく
 - ②機会や経験の乏しさから、生活困難に気づけず、解決をあきらめている状態
 - ③地域社会や家族から孤立している状態
- * ①～③が相互に重なり合っていることも多い



相談活動実績より⑤

- 中核センターの対応(複数回答・上位5つ)

対応項目	割合(%)
介護・子育て・障害サービスに関すること	56.4%
傾聴・話し相手	24.6%
医療に関すること	20.9%
関係者会議の主催・参加	15.5%
障害・疾病・療育に関する助言	15.0%

- 対応項目が5つ以上の人 24%

特徴的な相談活動の手法①

①相談する／相談を受ける関係づくり

- 権限のない柔軟な事業であることを強みとし、明確な「登録制」を採らず、周囲からの相談の段階で受理し、生活困難を抱える本人との関わりの可能性を探る
- 「制度ありき」ではなく、ご本人のおかれた状況や相互の信頼関係の中で対応の枠組みを定めていく。
- これまで関係機関等に相談してきた経過を確認し、ボタンの掛け違えを修正して「つなぎ直す」。

特徴的な相談活動の手法②

②相談者自身と相談者をとりまく状況の把握、理解(多面的なアセスメント)

- 状況に応じて、掃除や通院同行等の直接的な生活支援の手法も活用しながら相談者や相談者を取り巻く状況について理解を深める。
- 多分野にまたがる地域のネットワークをもつ強みを生かし、ご本人の了解のなかで成育歴や地域での具体的な生活状況に関わる情報を収集する。

特徴的な相談活動の手法③

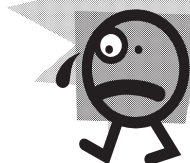
③問題解決への働きかけ

- 相談者との信頼関係を基盤に権限のある行政機関と相談者との間に立ち、コミュニケーションの仲介役を担う
- 問題が複雑で家族全体にわたっている場合、段階的に支援目標を定めながら相談活動を行っていく。
- 相談の対象が限定されない強みを生かし、いったん「丸ごと」受けとめる。時期や状況によって家族の構成員のなかで主たる相談者が変化していくこともある。
- ご本人の状況や関係機関との連携状況によって、中核センターが具体的に担う役割は変わっていく。

支援の重要なポイント

ご本人を理解する

ご本人は自分をどう思っているのか？
ご本人は周囲をどう思っているのか？
ご本人から世界はどう見えているのか？
ご本人とどうしたらつながれるのか？

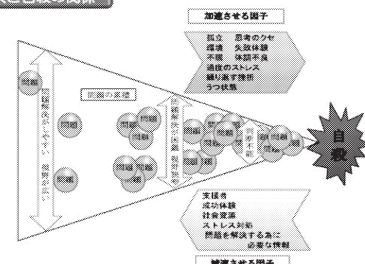


ご本人の関係を広げ、
ご本人の力を高める

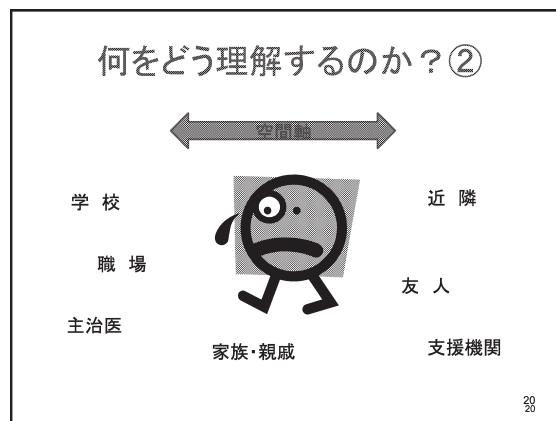
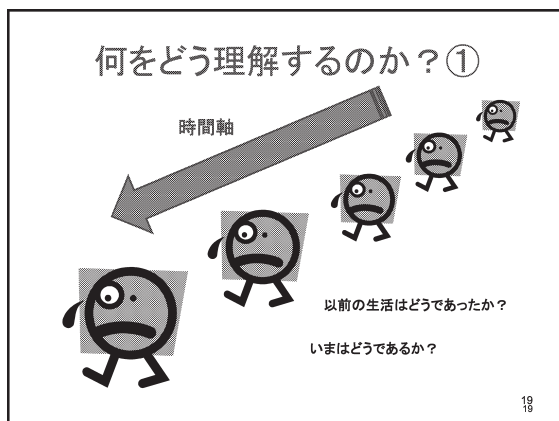
17

市川市自殺対策計画より(H23年3月)

問題解決と自殺の関係



18



「受けとめる」ということ

- その人が、「どんな状況のなかで」「どんな思い」を発信しようとしているのかを支援者自身の価値観を排して五感で捉え、支援者自身が言語化して、可能であれば他の支援者の捉え方と擦り合わせをし客観化したうえで、本人と共有する。
 - 「言語」の特性、「思考」の特性
 - 申請主義の限界
 - 「官僚制」と「専門性」≒分類する

21

「社会生活スキル」について

日常生活のなかで出会う様々な問題や課題に、自分で、創造的でしかも効果ある対処のできる能力
(WHOによる定義)

→ 不十分だと、社会的な不利益が大きくなる

22

健康な「自己決定」に必要なこと

- 率直に話し、偏りなく聴いて理解する
- 見通しをたて、段取りを組む
- 優先順位を決める
- 実行に移し、最後までやり遂げる
- 適切にふり返り、記憶に残しておく

23

あなたは 어떻게 やって決めていますか？

- 他の人の意見に従う、参考にする
- 他の人に倣う、真似をする
- 試しに、そうしてみる
- 他に選択肢がないから、そうする
- 以前にもそうしたから、そうする
- いちばん安全な(安価な)選択肢を選ぶ
- なんとなく決める 等

→ 社会的な関係が前提になっている

24

“つながる力”を妨げるもの

- 障害や病気によるコミュニケーション能力の不十分さ
- 経験の少なさ、未熟さ
- 自尊心の低さ
- 文化の違い

→ 間に立ってつなぐサポートの必要性

25

何が「排除」をつくるのか

- お金がない → 会費が払えない、交通費がない 等
- 時間がない → 参加できない、余裕がない 等
- 配慮がない → 行けない、行っても疎外される 等
- 経験がない → 戸惑う、ふるまいがわからない 等
- 知らない(情報が無い)
 - そういう場(こと、人)がある(いる)ことを知らない、自分の考えだけで判断するしかない 等
- 居場所がない → 自分を大切にできない 等
-

26

「支えあう」ということ

- 「誰」と「誰」が支えあうのか？
- 「役割をもつ」ということ
- 「役割関係」を描く、活用する
- 「彼ら」が私たちの暮らす地域社会の新たな局面を切り拓いていく

27

「グレー」～雑誌『マジくる』対談より

「ビジネスとか経営をやっていくときに、白か黒かできちんとリーダーシップを取るのには重要なこと。でも自然界ではそれが逆に不自然ではないか。グレーのままでいいという空間や時間も認めないといけないと思う。」

(大石亜紀子さん／㈱スタートトゥデイ 取締役)

28

「自己決定」のグレー

「支援者が決めるのではない。
だからと言ってご本人が言うことをそのまま受け入れるのでもない。
では、どうするのか？ということなんです。」

(清水明彦さん／西宮市・青葉園)

29

「自己決定」をめぐる支援者の葛藤

- 「健康で文化的な生活」とか、「生活の質」(QOL)の維持と向上とか・・・
- 関わったら「良く」となるという一方的な期待
- 自分で決めたのだから、「自己責任」・・・？

30

グレーな空間、「地域」

- 「病院」「入所施設」の言う「地域」
- 福祉のストライクゾーンが狭いと、「消極的な選択肢」としての一人暮らしを選ばざるを得ないが、結果としてそれが成立すること多い
- ケアプランは、何をプランニングするのか？

31

民間の取り組むべき「相談支援」とは何か？

- 話を聞きアドバイスするだけで問題解決できるのかを「見極め」、問題解決できたのかを「見届け」ることが重要
- コメントや批評ではなく、支援が求められている
- 問題解決をするのはご本人。
私たちにできることは、一緒に悩む／一緒に動く

32

がじゅまるにおける 具体的な生活支援の例

- 通院同行、主治医とのやりとりのフォロー
- 家事支援
…掃除、ごみ捨て、買い物代行・同行 他
- 子育て支援
…遊び相手、一時預かり、制度活用 他
- 手続き支援（代行・同行）
…役所、金融機関、法的手続き 他
- 金銭管理の支援

33

生活支援行為の持つ意味

- 一緒に考える、動く支援者がいることを伝える
- すぐに問題解決できそうなことがらを見つけて、自信の回復につなげる
- ご本人の生活場面に関わって、アセスメントを深める
- ご本人と周囲とのコミュニケーションをスムーズにする

34

孤立しない、させない支援をめざして

- 連携の中身は相互関係で決まる
- 一対一の関係は、結構しんどい
- 複数の支援関係のなかで、自分の考えを相対化できるようにする
- 決して皆が一致できるわけではない
- いろいろな人がいるのが「地域」
- 矛盾や迷いを抱えながらの支援が日常
- 自分の思いを言葉にして伝えることが大切

35

地域の相談支援現場から①

- 障害の制度を活用していない人からの相談が増えている
→障害とその人の生活困難がどのような関わっているかを、本人と一緒に理解していくプロセスが重要
→各分野の「困難事例」の背景には、軽度知的障害や発達障害が疑われる場合が多い

地域の相談支援現場から②

- ・ 知的な遅れがベースにあることを見過ごされたまま「精神障害者」としての扱いを受け、治療や生活支援が効果を上げるに至っていない事例が散見される。
- ・ 思春期、青年期の暴力、迷惑行為、情緒の未発達あるいは後退

地域の相談支援現場から③

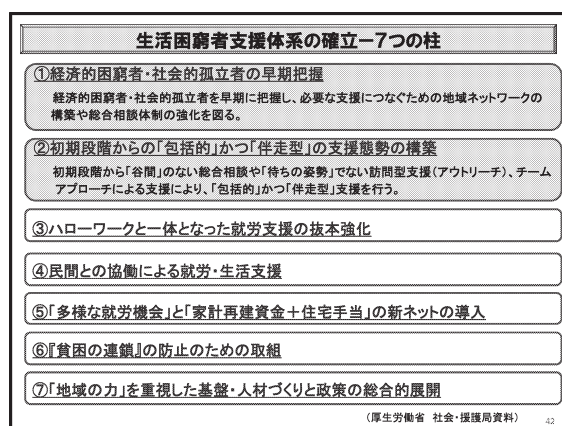
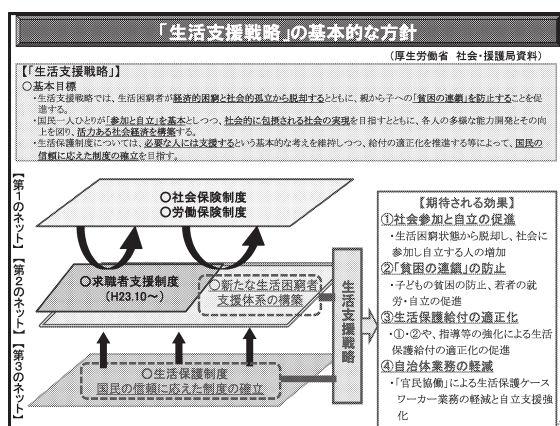
- ・ 複雑な生活課題を抱えた相談が増えて
いる
生活困窮、多重債務、健康不安、触法、ひきこもり、暴力、ホームレス、犯罪被害、アルコールや薬物への依存、自死遺族、……
- 支援者には、さまざまな人たちと「協働する力」が必要
- 確実な「連携」には同行支援が有効

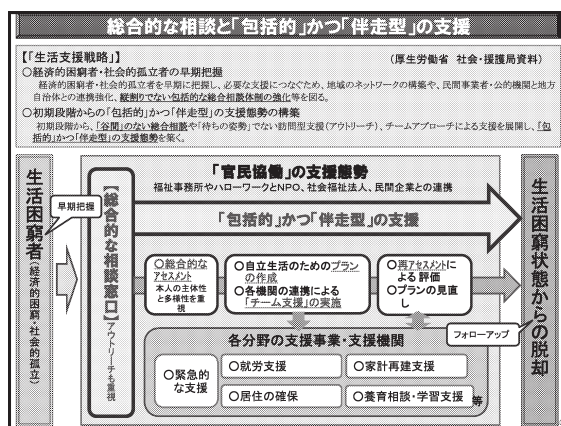
地域の相談支援現場から④

- ・ 価値観や生活スタイルは多様化し、「自律する力」は落ちている
- たくさんの、さまざまな、
ロールモデルが必要

地域の相談支援現場から⑤

- ・ 相談支援ニーズの掘り起こしは今後もすすんでいき、一対一の支援関係をライフステージにわたって継続して保障していくことは難しい
- ニーズをもつ人たちの
グループの支援、場の支援が重要に





「相談」から「地域づくり」へ

- 分野が違って、共通していることを必ず存在する。相談のなかにある個別の課題が地域の問題とつながっていると感じ取り、構造を理解することが必要。
- 地域は変化し、社会は動き続けている。自分の知らない、気づいていない問題は必ず存在する。「よくわからない」「めったにない」「特別な」話は、近い将来に地域の課題として意識される可能性がある。
- 支援する側の「対立せずにつながる力」「コミュニケーションの技術」が、排除のない地域づくりに向けたエンジンになることを自覚すべき。

44

< 子ども発達臨床研究センター総合研究企画(2012サステナ企画)>

「生きづらさ」を超えて

C シンポジウムⅡ 「学びの場の再定義～学校と仕事が出会うとき」報告

はたらく・つながる・生きるちからを育てる現代社会

大阪府立堺東高校社会科教諭 井沼 淳一郎

■1. 朝、来ない、昼からいない、いたら寝ている…。

90年代後半からの高校統廃合再編及び学区拡大の変化のなか、政令都市S市に残った「自転車を通える最後の全日制普通科高校」——それが、X高校だ。勉強苦手だけど私学や通学費のかかる学校には行けない家庭の生徒が、ホームルームがあり生徒会があり行事があり、学年進級ごとに「留年」の危機があり…、ようするにフツウの学校生活（と考えられてきたもの）を過ごすことができる学校なのである。

けれど、現実には厳しい。入学時の280人から卒業までに100人近い生徒が学校を去り、卒業後の進路は、就職が約3割、進学（大学・短大・専門学校）が約4割、残りの約3割が「未定」（大半が無業者あるいはフリーター）である。08年度からは「就職希望」が増え、逆に「進学」と「進路未定」で卒業する生徒は減っている。不況のなかで何とか就職しようがんばっている生徒の姿がある。だが、一方で、生徒が「朝、来ない」「昼からいない」「いたら寝ている」という担任のぼやきも、必ずしも大げさではない現実が目の前にある。

そういう生徒たちだから、教科書通りの授業をやっても全然ついてきてくれない。1年生の時は、授業を15分聞かせるたたかい。2年生の時は、あんまりうるさいので怒ったら、教科書を床にたたきつけられたこともあった…。

最後の3年現代社会の授業（週2時間）は、たとえ非正規雇用になっても、彼らが「格差社会」で負けないように、とりあえず10年生きていくのに必須な知識・スキルの獲得と困ったときに頼れる関係性を育てることを授業の目標に定め、3年間の試行錯誤のなかで年間授業計画をつくり直していった。※資料1

また、必要なスキルとして私が考えたものは、主に以下の5つだった。

- ①新聞、情報誌、契約書が読めること。フリーペーパーの就職情報誌など、生徒の身近にあるものを積極的に活用した。
- ②時間計算、%の計算ができる。給与明細を見るときに絶対必要だが、できない生徒が少なくない。そこで、時間計算と%計算ボタンのついた電卓（電気量販店で1,000円程度）をクラス人数分購入して使用した。
- ③仮説を立てられる。なにか問題にぶつかったときに、原因はどこらへんにあるのか、という推測ができる。
- ④携帯やパソコンで情報検索ができる。ただし両者には情報量に大きな差が生まれる。
- ⑤法律感覚。法律そのものをどれだけ覚えているかではなく、「これ、なんかヘンと違う？」と当たりがつけられる感覚。授業では、労働基準法学習を丁寧に行い、彼らがアルバイトで感じた「なんかヘン」というつぶやきをレポートにしてもらって取り上げた。

以上のような学びを、卒業してからも役立つ“10年ノート”として作成させた。生徒には「現代社会のノートは“10年ノート”や。君らが28歳ぐらいまで生きて行くのに、使える知識がつまっているものにするからね。ゼッタイ捨てるなよ」と。

■ 2. 「標準家族」幻想の終わり

高校生の貧困の進行は、私たちの想像をはるかに超えて進んでいる。「生活保護」の授業で、「健康で文化的な最低限度の生活」を具体的にイメージするために、1人暮らしの1ヶ月最低生活費を計算したときのことである。私は、彼らの生活費計算が予想以上に低いことに驚ろかされた。中に食費を1万円～1万5000円で計算する者がおり、最初、私は「ふざけているのか」と思ったぐらいである。だが、「親から1万5000円もらってこれで食べてるで」とか「私はお姉ちゃんから1万円しかもらえてない。1万2000円もろてる時は、まだいけたけど、今は1日333円生活やからかなり厳しい。けど、安売りを買いながら自炊しながらやっているよ」等の生徒の声を前に、私は「最低限度の生活」が底なし状態になっていることに気づかざるを得なかった。

複雑な家庭環境の中で家庭が居づらいために生活を崩し、退学していく生徒も少なくない。

D男は施設で育ち、小学校6年のとき父の後妻にあたる女性に引き取られた。やがて父母は離婚し、その女性から執拗に幼い弟妹の面倒や家事を命令され、家を出た。

I男は両親が中国人で中学時代に「言葉」の問題でいじめられていた。高校生活は順調に見えたが、2年になったとたん息切れしたようにぷつぷつと学校に来なくなり、中国人のネットワークの中で仕事を見つけ働いている。

H男は「朝、起きれない」ために欠課時数オーバーで留年し、再度の2年生でも改善されなかった。父は「病気」を理由に働いておらず、自分の未来に希望が持てないH男は病んでいた。H男には、まずアルバイトで生活リズムの立て直しと経済的な自立の展望を持たせた。X高校は退学したが、単位制の高校で授業料を自分のアルバイト代から払いながらがんばっている。

両親がそろって健康に働き、貧しくても一家団欒がある、などという標準家庭幻想は、すでに崩れている。

■ 3. 高校生アルバイトのリアル

X校3年生のアルバイトの実態をアンケートからまとめてみた。(3年生(216人)にアンケート)

①3年間でアルバイトの経験がある生徒 171人(79%)

②現在、アルバイトしている生徒の時給平均 780円前後 *大阪府最低賃金761円(2009年10月現在)

③アルバイト先の業種など

- | | |
|--|----------|
| ・スーパー、ホームセンター、大型小売店など | 43人(20%) |
| ・ファミレス、回転すしなど外食チェーン | 29人(13%) |
| ・飲食店 | 28人(13%) |
| ・ファーストフード、ほか弁など | 19人(9%) |
| ・個人商店、小規模店の小売り・サービス | 15人(7%) |
| ・コンビニ | 9人 |
| ・居酒屋7人、郵便局・百貨店などの短期アルバイト7人、ガソリンスタンド4人、工場4人、運送・引越2人、その他3人 | |

以上の結果から、X校3年生の約8割がなんらかのアルバイト経験があり、多くは商業・サービス業で平均時給は780円程度である。これらの業界では、高校生は主婦のパートと並ぶ、最低賃金に近い安上がりの労働力として位置づけられているといえる。

具体的なアルバイトの様子を、2人の女子生徒のレポートから見てみよう。

労働契約書いただきました。店長に依頼状(校長名)を渡したとき、えらいビックリしてた！(笑)「え？こんなたいそうなモンなん！？」ってな感じで。ほんでまあ本部に「学校の調べ学習なので」的な感じで言うてくれて、だいたい1週間経ったくらいに契約書のコピーをいただきました。店長には何回か「店の名前とか消しといてなあー」と言われました。

契約書見てたら、やっぱ現実ちゃうもんって言うか。よゆう(ママ)で8時間以上働いてるし。あたし自身も労働基準法くそくらえてな感じで、店の為、お客様の為ならよろこんで！みたいな(笑)。休日も週あたり1日以上って書いてるけど、そんなんウソウソ！7連勤以上の人たちもおる、ちょっとぐらいは。正直、あたし自身、井沼先生の授業受けて「〇〇(店名)って法律ムシしまくりやん！」思ったけど、まあええやって思った。それはやっぱ〇〇好きやし、うん。例えば8時間越えたらアカンとかあるけど、キッチン人足りてへんくてウエーティングでお客様待ってくれたりしてはったら、そんなん普通に残らなってしまう。だってお客様が待ってくれてるから！すべてはお客様の為に！みたいな。うちの会社はこんな感じなのです。こんな感じで日々バイトしてます☆(M子)

店長に「学校で使うからください」って言ったら、「自分の契約書、コピーしてって！」っていわれました。先生から教えてもらったのとバイトを比較したら「うちのバイトって労働基準法違反しまくってるなあ」って思った。でも時給とかは守ってるし、言おうとかは思わなかった。店長も「うちの契約書はあかんで」とか言ってた。(笑)

最高で8連勤したことがあります。でも、普通に自分の休みたい希望を出したらいつでも休ませてくれるし、いろいろ良くしてくれるからやめようとは思わない。社員さんもバイトもすごい仲良く

て、私なんか店長にタメ語で話してるくらいです。店長は「そんなん気にならんから良いで」って言うてくれます。

社長は私たちにいろいろな体験をさせてくれます。今で言えば梅のいろいろな漬け方です。バイトの人とパートの人で自分用のビンを持ってきて漬けました。私は梅シロップで今のところうまくいっています。契約書の10項目はきちんと書かれていないかも知れないけれど、こういった体験をさせてくれるバイト、すごくよいと思います。今のバイト先には、うちの学校の子が知ってるだけで6人もいます。（T子）

M子は、労基法違反が当たり前のような職場でも、仕事というものを主体的に捉えて「やりがい」を持って働いているように見える。だが実は、巧妙にやる気や意欲まで調達されて「働かされている」のではないだろうか。何かわからないモヤモヤやイライラを感じながらも「うちの会社はこんな感じなのです」と自分を納得させ、マニュアル化された労働と言葉で自分を語ってしまっているように思われる。

一方、店長自身が認めるほど、法律的には??の八百屋だが、T子のレポートは明るい。この明るさの根底には、もしかしたら、労働の本質的な喜び—自然に働きかけ、有用な価値（使用価値）を作り出す労働の喜びと社会的生産を共有し人間の文化にしていける喜び—があるのではないだろうか。T子は非正規労働者であり、労働基準法も守られていない職場にしながら、それでもなお労働主体として一人前に扱われていると感じている。だとするなら、アルバイトをする高校生に対してまっとうな労働者として接し、彼らの労働が生み出す価値と文化を正当に評価する（言語化する）指導を通じて、彼らが労働世界に正当に参加していけるようにすることが授業の課題ではないか。

■4. アルバイトの雇用契約書をもらってみる

雇用契約書(労働条件通知書)をもらうことは労働基準法15条に明記された行為だが、実際には契約書が渡されずに働いているケースが少なくない。あらためて契約書を請求することで彼らの労使関係が悪くならないかという不安もあった。私が踏み切れたのは、日頃、いっしょに学んでいる法教育勉強会のS弁護士のアドバイスが大きかった。初年度はおそろおそろ、2年目からは、校長の協力を得て学校としての「お願い状」を持たせることができた。※資料2

生徒には、「(契約書)をもらえなかったとしても、そのやりとりをレポートにして」と指示した。授業では、雇用契約書をもらってきた生徒に発表してもらい、グループ討論とS弁護士のアドバイスを組み入れた。

もっとも劣悪な労働条件で働いていたのは、T子だった。彼女は、2年以上も串カツ屋で働いているが、雇用契約書はもらっていなかった。

T子のレポートによると、最初は「雇用契約書なんてうちにはない」と言っていた店長が、「授業の宿題だから、作って欲しい」という彼女の再三の申し出でやっと書いてくれたという。

ところがこの契約書がずさんなもので、T子は『『所定時間外労働なし』』となっているのに、午後11時過ぎまで働かされる。嘘つき!!」と憤る。

グループ討論での《いいとこ》《へんなとこ》さがしでは、

「有給休暇が記されていない」「雇用期間の定めがない」「細かい点が書かれていない」などの契約書の不備に関するものや、所定時間外労働だけでなく、休日「週あたり2日」が守られず6連勤や7連勤もあることなど、契約書と労働実態の違いが指摘された。

T子の話では「有給休暇下さいよ」と言っても、「法律ではそうなってるかもしれないが、うちにはない」と言われたという。T子は、授業中「もうほんま、腹立つからやめたい」を何度も繰り返した。

発表とグループ討論をうけて、S弁護士が、雇用契約書を渡さないのは悪質な場合は最高30万円の罰金にもなる違法行為であること。また、高校生とわかりながら夜10時を過ぎて働かせ、割増賃金も払っていないのは、二重の法律違反であることをアドバイスしてくれた。そして、T子のレポートを高く評価し、「雇用契約書をもらうことで、自分が法的に守られるようにしていくことはもちろん大事だけれど、会社にとっても、法律を守る会社（企業のコンプライアンス）になっていくということは、大きな社会的意味のあることなんだ。高校生が社会をいい方に動かしたということなんだよ」と話してくれた。

■5. 連鎖反応！で、授業が変わる

この授業のあと、他にも「最低賃金以下の時給を改善できた」とか「未払い賃金をもらった」など、ノートの手書きにちょこちょこ書かれるようになった。「ちょっと、それ詳しくレポートにしてくれたら、ボーナス点あげるから」と促して書いてもらった。※資料3

スーパーでアルバイトしていたA子は、時給が最低賃金以下だということを知って、パートのおばちゃんと相談して、店長にいきなり言っても潰されるかもしれないから、まず売り場主任会議にもって行って、そこから店長会議にあげてもらって、成功したという。

「最初、私は、店長に直接言うつもりやった。／でもそれでやったらバイトやしすぐに解雇されてたかもしれん。／そこでパートのおばちゃんに相談して周りを味方にする事で社会の上下関係をくずさずにコトを進めるやり方を教わった。／先生の授業がなかったら私は損をしていたし、／今回こういう貴重な経験できたのも授業があったからだと思ってる☆／私は今回の経験をとおして他の子より1歩成長したと思う。／社会に出たら私の知らんこといっぱいあるけど／こういうふうになんて成長していけたらいいなって思う。」

某安売り店を2日でやめてしまったK子は、授業中、小さな声で「なあ、バイト代もらえるん？」と聞いてきた。私は、「もらえるから、ちゃんと話しに行き。」と答えた。

彼女が2日でやめてしまったのには訳がある。

シフトがはっきり決まっていなかったK子は、店長から「決まったら電話する」と言われ待っていたが、電話がないため4日後に自分から電話した。ところが新しい店長に代わっており、次のような会話になった。

K子「次いつ入ったらいいですか？店長に決まったら電話するってゆわれてたんですけど。」

店長「そんな俺にゆわれても困るわ！じゃあ今日来てや。」

K子「今日はムリです。」

店長「じゃあ明日来る気あるんやったら来て！」

以下は、K子のレポート。

「なんかイヤな感じやったからもうやめようって思った。／わざわざ『やめます』ってこっちから電話するのもイヤやからその時はブチりました。／でもやっぱり失礼やなーって思ったから電話して、話しに行きました。／それで、『給料はちゃんと働いた分もらえますよね？』ってゆったら／めっちゃふてこかったけど『じゃあ退職届書いて』ってゆわれて書きました。／給料日になって銀行行ったらちゃんと振り込まれてました。／井沼先生が『働いた分はもらえる』ってゆってたのを思い出してちゃんと給料をもらえることができた。／もし授業で教えてもらってなかったら、ゼツタイにあきらめてたと思うし、ブチったのはこっちやから…って思ってたと思う。」

■6. アルバイトの契約書をもらえなかったら、どうする？

契約書をもらえなかったB子は、逆に「もらえなかった経緯」をレポートしてくれた。そのやりとりがとてもイキイキしていたので、ロールプレイ台本に私が仕上げ、S弁護士を招いて「授業：アルバイトの雇用契約書をもらえなかったら、どうする？」を行った。※資料4

S弁護士は、台本の「ある日の授業で…」のなかで、B子の台詞のよい点として「ありえへん！」と「ダメ元で言ってみる」を取りあげ、「違法かどうかははっきりわからなくても、なんだかヘンと思えることが出発点」であり、そう思ったら「とにかく行動してみることが大事」であることを強調してくれた。

また、「社長とB子とどっちが有利？」と発問し、生徒から「B子の方が有利。自分が間違っていないことがわかっているから」「社長は、心の中ではヤバイと思っている」「おぼちゃんの事務員さんが応援してくれてる」等の指摘が出された。これは「やっぱり高校生が言ってもムダ」という反応が多いだろう、と予想していた私には驚きだった。

S弁護士は、前述の生徒の指摘を引き取りながら、たとえ結果として違法状態が改善しなくても、違法であると知ったうえで撤退するか、知らないままにモヤモヤと不満を抱いたままでは、働く気持ちが変わってくるとアドバイスしてくれた。この指摘には、はっとさせられた。はたらく権利の学習はややもすると物取り主義的に捉えられ、権利が勝ち取れたかどうかだけに目がいきやすい。しかし働く権利の本来の目標は、対等で人間的な雇用関係の維持発展にあることを考えるとき、たとえ今は負けても、本質をつかんで誇りを持って判断できる人間になることの意味は大きいだろう。

ケーキ屋でアルバイトしているW子の場合は、「契約書もらえますか」と尋ねても「そんなものうちには無い」「研修中だから時給は650円」だと言われて、「それ、最低賃金じゃないですよ」と言ったら、逆に1時間も説教されてしまった。さて、こんなときはどうしたらいいんだろう、面白いからクラス討論しようということで、W子に私がインタビューする形で労働実態を話してもらい、他の生徒たちはグループ討論でW子へのアドバイスを考えた。「切れてみる」とか「泣いてみる」とか、「雑誌の切り抜きをさりげなくおいておく」とか、いろいろなアイデアが出された。

この授業にはさらに続きがある。色々友だちのアドバイスを試してみたけれどうまくいかなかったW子は、「先生、あの店長さんもね、いろいろ苦労してきたみたい。離婚して、『この世の中は金だ

けや。金が1番大事や、わかるか』って私にいうねん」と報告してくれた。店長のいろいろ苦勞話を知っていくと、「最低賃金、なかなか言われへんわ」と。私は「それはおもしろいなあ。法律はこうやけども実際には言えない人間関係ってあるよね。じゃあ今度は、君たちを使っている店長とか主任の人たちはどんな気持ちで働いてるか、インタビューしようか。」と応えた。このエピソードは、のちの「店長にインタビュー」の取り組みに発展する。

■ 7. 困ったときに頼れる関係性をどう育てるか

学歴で不利な立場にあるX校の生徒にとって、卒業後の仕事の遍歴における中学高校時代の連れなど地元のネットワークは大事な財産である。だが、「地元のツレ」は時にいっしょに落ちていったり、悪くすると「食い合う」関係になってしまったりする。彼らの関係性をヴァージョンアップして将来も役立つネットワーク—不利益なことには「これはおかしい。なんとか何とかせなあかん。泣き寝入りはあかで」と言えるような関係—に育てていくことはできないだろうか、と考えてきた。だが、人間関係をつくるのが苦手な生徒たちにどうしたらそのような関係を育てていけるか、確信はなかった。グループワーク学習を多用して、試行錯誤を繰り返した。

あるクラスでハローワーク体験の発表をした時のこと。遊んでばかりで全く聞いていないC子に、ついに切れそうになったとき、突然、S子が「先生、ハローワークって何？」と聞いてきた。

私：「何言うてるねん。今、それ説明したとこやんか。仕事探せるところ。自分も、絶対お世話になるんやから。」

C子「行けへんもん。そんなとこ。」

私：「なんで？」

C子「携帯でバイト検索したらえんやんか。」

私：「ハローワークいったらパソコンあって、もっといっぱい情報入ってるねんで。」

C子「携帯でもいっぱい入ってるもん。」まるで小学生と言いかし合っているみたい…。

そこへ、またS子が「先生、アルバイトとパートの違いって何よ？」と割って入ってくる。アルバイトとパートの違いを説明し「ハローワークは基本的には、高校生のアルバイトは紹介してくれない」というと、

S子「でも私ハローワーク行ってバイト探せたでえ」

私：「それはおまえケバイから高校生に思われなかっただけやろう」

少々うんざりして話を切り上げようとしたとき、S子は、

「簡単やでえ、パソコンの画面にタッチしたらええだけやもん」と続けた。その時、私ははっとさせられた。S子はC子にアドバイスしたかったのではないだろうか。私は優しい気持ちになって「そうやなあ。パソコンで恐くないよなあ。君らケータイいじれるんやから、きっとパソコンも大人よりいけるよなあ」と応えた。

発表と討論の授業といっても、一見かみ合っていないように思えることがしばしば。だが、彼らは、心の奥でなんとか友だちの力になりたいという思いがあるのではないか。

■ 8. 労働基本権を語り直す

彼らの友だちへの奥底の思いにふれて、私は「労働問題の闘いかた」を知識としてだけ教えるのではなく、もっと、身についた文化として育てたいと思うようになった。

労働基本権は、憲法27条の勤労の権利と28条の労働三権からなる。労働三権とは、団結権、団体交渉権、団体行動権のことで、それぞれ組合結成の権利、雇用主と労働条件について交渉する権利、ストライキをしたりする権利、というふうに説明される。私も、長い間、そのような説明以上に教えたことはなかった。だが、それらの権利はどこか遠く、高校生に実感を持って受け止められたとは、とうてい思えなかった。そんなとき、首都圏青年ユニオンの河添誠氏の次の言葉にヒントを得た。

「労働基準法を教えるだけではダメなんです。学校教育においては、非正規社員の労働条件の悪さを社会全体でどうなくしていくか、ということが教えられなければ実践的ではないと思います。…学校などで労働者の権利学習をするときに、ややもすれば権利というものが個人的なものに押しとどめられているきらいがあります。私は労働者の権利を教えるときのキーワードは憲法28条にあると思っています。…いま、非正規や派遣の若い労働者は、孤立させられていて、自分が怒っていい存在なのかどうかよくわかっていないと思います。不利益な状態におかれ続けていてもなかなか声をあげられない。でも怒っている仲間がいる、声をあげて何かを勝ちとっていく仲間がいる、それらを見て、自分も怒っていいんだと発見していく。このように権利そのものを集団的に獲得していく道筋をどう作っていくのかがポイントになるでしょう。」

まず私は、団結権を「声を出しあう権利」、団体交渉権を「立場の違う人が話し合う権利」、団体行動権を「広く知ってもらおう権利」と捉えなおすことにした。そして、それぞれの権利の必要性が実感できるように、夜勤専門派遣の末に「派遣切り」にあった女性労働者Aさんの事例を題材に、まずAさんについて思うことを自由に書かせた。2つの意見を紹介する。

①労働基準法一条の「人たるに値する生活」を、本当にAさんはできていたのだろうか。うつ病や睡眠障害や生理不順は、たった半年で治る病気じゃない。正社員は休職期間がもっとあるのに、なぜ期間従業員の休職期間は正社員にくらべて短いのか。そういうことも組合として改善しなくてはいいと思う。

②Aさんの休職は、自己都合ではなく会社の働かせ方の責任だから、労働基準法違反で訴えを起こすことができると思う。Aさんの能力が高く、責任感も人一倍強いために決められた仕事はこなしてしまうところはよくても、自分の健康管理ができなくなるくらいの大変な病気になってしまうところは、Aさんにも少しだけ責任はあったと思います。でも、会社は、安全に働かせる義務があるはずなのに、そのことは守られていないと思います。

①は、正社員と非正規労働者のあいだに作られた差別を見抜き、Aさんの問題を社会的な問題として捉えようとしている。だが、一方で、②のように「Aさんにも少しだけ責任はあった」という感覚—自己責任を問う視線も根強い。

次の時間は、地域労組大阪で非正規雇用労働者の闘いを組織している中畠聡さんにゲストで来てもらい、「もしもみんながAさんと同じ職場で働く労働者なら、“Aさんに代わって会社に言ってもらいたいこと”、“この職場で働くみんなのためにも会社に要求したいこと”は何か？」をグループで相談して発表した。多くのグループが、これまで学んだことをもとに「残業代を払わせる」というように労基法違反の内容を指摘した。一方で、「こんな働かせ方おかしい」といった、法律的なことだけ

では対応できないような、倫理上の問題を指摘するグループもあった。その後、中嶋さんが労働組合について解説してくれたが、「労働組合は違法なことはもちろんこと、違法ではないことをも交渉し改善することができる」、「個人では無視され、集団でははぐらかされるような職場の要求が、労働組合なら誠実に対応させる義務を発生させることができる」という話は、インパクトがあったようだ。

授業の感想では「違法なこと以外も交渉できるって組合ってすごい！」と、集団的権利のちからを発見するものが多かった。また、「派遣の人の例を見て、どこがひどいとか、ちゃんとしてほしいとか思い浮かぶのに、それをどう相手を納得させる言葉にできるかが難しいことがわかった」と声を出し合うこと、異なる立場の人に伝えることの難しさにふれたものもあった。

■9. 高校生、社会を問う

アルバイトの権利から始まった学習は、権利をどう保障させるかという闘いかたの学習へ発展し、非正規雇用者を低賃金で貧困な暮らしに沈めている現代の社会のあり方に視野を広げてきた。宇都宮健児弁護士を招いての講演と授業「どうして3万人も自殺するのだろう」や、NHK「名ばかり管理職」を使った過労死・過労うつ学習では、ずいぶん議論ができるようになった。

ところで、彼らのアルバイト先の「店長」や「社員さん」もまた、「名ばかり管理職」や「なんちゃって正社員」である場合が少なくない。アルバイトの契約書をもらい学習する中で、少なくない生徒がアルバイトの権利を主張できるようになったが、最後は同じ働く仲間として店長や社員の人たちと職場や労働条件を語ってほしい。そんな思いをこめて、1年間の締めくくりとして、青年労働者の過労死裁判をたたかった弁護士の講演と「アルバイト先の店長・社員さんに過労死危険度チェック＆インタビュー」の調べ学習を行った。

チェーン展開しているうどん店で働くS也は、店長へのインタビューを試みた。

「まる吉」の社員の人たちは過労死の危機！？

M森S也

まず「まる吉」の親しい店長に、過労死危険度をチェックしたら「チェックがいっぱいある」と言っていました。まず、1日10時間以上働くのは毎日だそうです。しかも責任は1人でとらされたりするから余計たばこを吸ってしまうし、休日出勤というか休みがほとんどないそうです。だから、疲労が取れないとか。しかも、（うどん店なので）うどんばかり食べてるのに体重がめっちゃ減っていくらしいです。他の店長たちもそうらしいです。課長なんかはもっとひどいらしいです。

こういう話を聞いて思ったのは、「まる吉」はどこにお金をかけているのか、が気になりました。食材にも人件費にもお店自体にもお金をかけてない「まる吉」が、一番お金をかけているのは椅子やテーブルらしいです。でも、椅子やテーブルは替えることはありません。たいがい社長のポケットらしいのです。休日に35%の割増もなし、8時間以上の25%割増もなし、など労働基準法にめっちゃひっかかっているのに、何でもうちちょっと人件費にお金をかけてくれないのか、気になりました。まず「まる吉」は、人件費アップと全店月1回の定休日があれば、社員も増えて課長や店長方の休みも増えて、過労死の危機を免れるのではないかと思いました。世間で話題の過労死が、「まる吉」でも起こるかも知れないです。

S也のアルバイトしているうどんチェーンには、実はS也以外にも少なくとも3人の生徒が働いていた。そのうちの2人が「学校の授業で使いたいので雇用契約書をほしい」と言ったところ、他店で働く生徒にも「学校でいるんじゃないの？」と店長から声をかけてきたそう。また1人がケガをしたときにすぐに店長が労災扱いにしてくれたおかげで、授業での労災の話がとてもリアルにできたのだが、その後「仕事中のけがは労災で」が当たり前になったようである。4人のうちの1人が冗談ぽく「高校生で労働組合って作れるんか？」と聞くので、「できるで。でも、それより職場の親睦会みたいな活動やって、後輩もまきこんだら？」（これはS弁護士からいただいたアイデア）とアドバイスしたことがあった。

最初の頃は何かということ「うちのバイト、むかつく！」と言っていた彼らだったが、次第にそのようなことばは聞かれなくなった。働く者どおしの関係性が団結（声をあげ、聴き取られる関係）の方へ微妙にシフトしたことは彼らも感じ取っているのだろう。その変化がS也のインタビューの視野を広げ、労働環境の問題点のみならず経営のあり方を含めた改善の方向まで話を引き出せたのだと思う。

八百屋で働くT子は、より客観的に捉えるために店長と社員の3人からのインタビューを行った。

周りの人に話を聞いて

T田T子

私は、バイト先の3人に過労死危険度をチェックしてみました。労働基準法をめちゃ破っている職場だから、これはぜひしてみないと！と思いました。まず店長にきいたら、項目で3つ以上はひっかからなかったけどどバイなって感じました。社員の2人にもきいてみると、だいたい同じような項目がひっかかっていました。社員の人すべて、朝6時30分くらいから夜の8時30分くらいまで休憩も30分で…。週1回の休みで早帰りも週1回で、とても大変な仕事やな！って思いました。だからこそ、このインタビューをしてみようと思った。「毎日残業やで！」とか言いながら頑張っている店長を見ると、本当にすごいなあと思いました。

私も仕事が決まったら、とても大変やと思うけど、頑張っていきたいと思えました。いろいろ大変な社会に出て行くけど、現社で勉強したことやバイトでのいろいろな経験を元にして生きていくぞ！なんてね。

*3人全員が、「深夜勤務や早朝からの仕事がよくある」「食事内容が単調。動物性脂肪にかたよっている」「スポーツなどの運動習慣がない」「健康には自信があるので医者にはかかったことがない」の4項目にチェックをつけている。

T子は、授業で労働基準法という武器を得て、はじめて店長と社員の働き方を客観的に理解するとともに、何気なく見過ごしてきた人たちが、実はすごくがんばっていることに気づき、尊敬のまなざしで記録した。同時に、T子は、がんばる大人を単純に理想化するのではなく、自分が社会に出てどう生きていくかと重ね合わせて考えようとしているように思える。「いろいろ大変な社会に出て行くけど、現社で勉強したことやバイトでのいろいろな経験を元にして生きていくぞ！」という言葉に、彼女の思いが読み取れないだろうか。余談だが、T子は就職試験に何度も落ち、一時はあきらめかけて学校就職せずに今のままのアルバイトを続けようかどうか迷ったという。社員さんや店長さんは人間的には大変いい人たちが居心地がいいのだが、労基法以前の労働状態にどうしても納得がいかなかったからだ。T子は、その後あきらめず何度目かの挑戦でめでたく就職が内定した。

資料 1.

2009年度 現代社会 授業計画

小テーマ	おもな内容
0 ガイダンス	先輩たちはどのように学んできたか 授業ノート、レポート、新聞記事になった先輩たちの“学び” ◎KJ法：「3つの願い」の分類と名付け。
大テーマ：身近な契約に強くなる。	
1 幸せになる権利 ～憲法13条～	○憲法13条の意味を理解する。 □【ビデオ】ガイアの夜明け「就職氷河期の若者たち」20分視聴→感想・討論
2 契約ってなに？ ～法律感覚をみがこう	□【ビデオ】悪質商法 →どこが問題？ ◎「クイズ THE 契約」に挑戦！ ○法の支配、契約の自由
3 司法書士と学ぶ「悪質商法」 小牧美江司法書士	◎ロールプレイ「キャッチセールス」→□発表：どこが「ヘン」？ ○特定商取引法、消費者契約法の学習
4 「悪質商法」を調べよう	○教科書「消費者問題」(p92～93)、マンガ・悪質商法 ●第1回調べ学習「悪質商法」の説明
5 自立に向かって	◎ ひとり暮らしの自立度チェック ◎ 夢 実現！？それとも…？ ○教科書「変わる雇用形態」(p96)
(総合) 金融教育講演会	「高校3年生のためのライフデザイン入門」講演会 大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー 市田 雅良氏
大テーマ：“アルバイト”の法律	
1 私のアルバイト体験	◎「私のアルバイト体験」を書いてみる。
2 仕事を始めるとき	◎ 先輩の雇用契約書を見てみよう ○労働基準法15条「明示すべき労働条件」をチェック ●第2回調べ学習「アルバイトの雇用契約書をもらってみる」
3 労働時間に敏感になろう	○労働基準法『労働時間』『休日・休暇』関係 ◎先輩の給与明細を見てみよう パート・アルバイトにも有給休暇
4 賃金計算に強くなろう	○労働基準法『賃金』関係 ◎知らないとソン？ 割増賃金計算に挑戦
5 女性だけの権利	○労基法第65・66・67・68条、教科書「女性と労働」(p97)
6 仕事をやめる時	○労基法20条「解雇の予告」、労働契約法 □焼肉屋のアルバイトをクビ！ 納得できる？できない？
7 弁護士とともに 「雇用契約書から学ぶ」	□ 各クラス1名の調べ学習発表、討論、弁護士のアドバイス 下川和男弁護士

大テーマ：困った時のトラブル解決法	
1 社会保険って知ってる？①	◎給与明細のみかた ○もしも病気（ケガ）になったら健康保険、仕事なら労災保険
2 社会保険って知ってる？②	○もしも失業したら雇用保険 ○歳をとったら年金保険、介護保険
3 雇用形態の違いに注意！！	○タウンワーク『雇用契約を結ぶための基礎知識』で学ぶ 直接雇用、派遣、請負、偽装請負のちがい
4 労働基準監督署に行こう	◎労基署紹介ビデオ、堺労働基準監督官のお話 □労働基準監督署に行ってみた！～生徒レポートから～
5 労働組合って知ってる？	○憲法 28 条 労働三権ってどういうこと？ ◎DVD「労働組合は未来へのドア」→労働組合への疑問・質問 地域労組おおさか青年部副部長のお話
(総合) カード社会の落とし穴に 気をつけて	○クレジットカードのしくみ サラ金～ヤミ金 多重債務の怖さ
(総合の時間で) 「ルビコンの決断」鑑賞会	◎ルビコンの決断「借金なんかで死ぬんじゃない！～弁護士宇都宮健児の 仕事～」を鑑賞、感想文提出
6 最後のセーフティーネット 生活保護	◎健康で文化的な最低限度の生活を考えるワーク ○生活保護のしくみと現状
7 借金するヤツが悪い！？	◎ローン計算をやってみよう □討論「借金するヤツが悪い！？」 ○自己破産の原因
8 自殺者 3 万人社会を考える	□グラフから推論しよう～年齢別・理由別自殺者数・失業率・サラリーマンの 平均年収・非正規雇用労働者数・生活保護など
(総合) 宇都宮健児弁護士講演会	「人生も仕事もやり直せる～貧困なき社会を目ざして～」
大テーマ：正社員もラクじゃない～世界の中の日本の異常～	
1 名ばかり管理職	【ビデオ】名ばかり管理職 ●第3回調べ学習「店長(働く人)にインタビュー」
2 過労死	○過労死とは？◎過労死・過労うつ申請数と認定数のグラフ作成 □土川過労死裁判 模擬意見陳述、証拠証人、最終弁論
(総合) 田中俊弁護士講演会	「生きてこそ！～過労死裁判から学ぶ～」 田中 俊弁護士
3 市場経済のしくみと限界	○市場経済のしくみと限界、景気循環と恐慌について学ぶ。
4 為替と金融	○為替相場と輸出入の関係、国際的な金融の流れを学ぶ

* 記号は、○知識理解 ◎ワーク・トレーニング □発表・討論 ●調べ学習 を示す。太線囲みは、研究費を使用した講演

資料2.

平成 21 年 6 月 10 日

様

大阪府立 X 高等学校

校長 ＊＊＊＊＊

教諭 井沼淳一郎

(公印省略)

現代社会 調べ学習ご協力をお願い

初夏の候、貴社におかれましてはますますご発展のことと拝察します。

X 高校は、平成 20 年度より、日本銀行金融広報委員会から金融教育研究指定校の委嘱を受け、3 年生の現代社会において、金融・経済の学習だけでなく、高校生が社会人になるために必要な消費者教育や職業人教育など、多様な視点からのキャリア教育に取り組んでいます。とりわけ、3 年生にとっては自己の適性を知るとともに、どのような職業や企業を選択するかが大切な時期でもあります。

そこで、アルバイトの雇用契約を教材に、契約書の読み方、交わし方、契約によって発生する権利と責任などを具体的に学ぶ授業を、今年も予定しております。すでに 2 年間実施して参りましたが、毎年「社会をリアルに学べる」「役に立つ」と評価を得ております。

お手数ですが、貴社にてアルバイトをしている本校生徒へ、雇用契約書を交付していただけますようお願い申し上げます。

なお、調べ学習で知り得た内容は授業、研究発表等に利用させていただきますが、企業名・個人名・所在地等は一切公表いたしません。なにとぞ、趣旨ご理解の上、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

資料3. 契約書をもらってみることで生まれた変化（2009年度）

①現実に労働法違反を是正…契約書を作っていなかったバイト先で、契約書を作ってくれるようになった。

■労働契約書をいただきました。最初、店長に「雇用契約書ちょうだい！」と言ったところ、「そんなもんない！」と言われました。でも自分も負けんと「学校でいる！」と言ったところ、3時間もかけてつくってくれました。（果物屋で働くTさん）

②現実に労働法違反を是正…現社の授業を行った4月～6月のあいだに、最低賃金違反の5職場がすべて改善された。うち、3職場は契約書発行がきっかけとなった。

■雇用契約書をもらったら、今まで最低賃金より少ない740円で働いていたのに、「学校でいる」って言ったら、750円になった。（使用者は）最低賃金が748円ってわかっていながら何でそんなことをしたのか、わからへん。（私が）もし、最低賃金が748円って知らなかったら、今も損してるってことになる。この勉強をしてよかったです。（コンビニで働くTさん）

③共同学習主体の形成…もらってきた契約書を共同で検討する授業を通じて、自分の仕事を客観的に見る目が養われた。（情報や知恵の共有—授業での仲間の関係の変化）

■自分は今のバイトしかしたことがないから、他のバイト先でこんなにめちゃくちゃなことが起こってるなんて思いもしなかった。自分のバイト先が全然正常なことがわかったね。（ファミレスで働くMさん）

■ちょっとむずかしいけど楽しい！授業受けるまでは「しゃーないなー」とか言ってたけど、授業してから「やっぱ、おかしいやん！」とか言い合って、授業以外でもこんな話とかできて、ちょっとエラクになった気分♡（ファーストフードで働くKさん）

④労働主体としての自覚…同じ職場でアルバイトしている生徒たちの間に、授業を通じてつながりが生まれてきた。（職場の仲間関係の変化—変革の見とおし）

■先生から教えてもらったのとバイトを比較したら「うちのバイトって労働基準法違反しまくってるなあ」って思った。…最高で8連勤したことがあります。でもいろいろ良くしてくれるから「やめよう」とは思わない。社長は私たちにいろいろな体験をさせてくれます。梅のいろいろな漬け方とか…契約書の10項目はきちんと書かれていないかも知れないけれど、こういった体験をさせてくれるバイト、すごーくよいと思います。（スーパーの八百屋で働くTさん）

■アルバイトでも有給休暇があるなんてはじめて知ったよ。しかもバイトでも、ちゃんとした法律を覚えていたら、ちゃんとした話が店の人とできることもわかったし、今までやったら「社員さん」だから間違っていることをしても何も言えなかったけど、これを機にしっかり話していこうかな。やっぱいいな10年ノート♡（同じ八百屋で働くNくん）

⑤企業のコンプライアンスの前進…10年ノートを通じて、使用者も学びだした。

■私は、10年ノートを持っていき、労働契約書の例を渡しました。後日、店長が「いい勉強になったわ。ありがとうございます」と言ってくれました。「Hさんのおかげでいっぱいいろんなことわかったし、また教えてね」って言っていただけました。（ホカ弁で2年以上働いているHさん）

■依頼状を渡した時に、「学校の授業で使うんでよろしく願います」と言うと、「ふうーん、今の学校はこんなコト習ってるねんなあ。うん、わかった、いいよ。」とOKしてくれました。…雇用契約書のおかげで〇〇寿司のすごさがわかった（笑）（回転寿司で働くNさん）

資料4. ロールプレイ：雇用契約書をもらえなかったら、どうする？

1. ある日の授業で…

Aさんは、○△□スーパーでアルバイトを始めて2年になる。ある日、学校の現代社会の授業で、最低賃金について学んで驚いた。大阪府の最低賃金は779円(2011年6月時点)なのに、私の時給は755円！思わず声を上げた。

A：たぬきセンセ、うちのバイト、時給755円って、ありえへん。どういうこと～？

たぬ：そら、法律違反やなあ。社長に言うてみ。最低賃金に足りない分は2年さかのぼって請求できるから。

A：むりむりむり！うちの社長、ぜーったい聞けへんもん。

たぬ：契約書にはいくらって書いてあった？

A：契約書なんてもらってないし。

たぬ：いやいや、雇用契約は必ず「書面で明示」って習ったやん。契約書を渡さないのも違法やで。ヘタしたら罰金10万円や。

T男：えっ！10万円ももらえるの？ほなら訴えよや！

たぬ：残念。罰金は交通違反と同じで国に入る。

T男：なあんや、ほなええわ。

たぬ：ともかく、契約書は大事や。自分がどんな働き方するかの約束なんやから。Aさん、「授業で契約の勉強するのに要るのください」って、言ってみ。

A：わかった。ダメ元で言ってみるわ。

たぬ：そうやで。働くときに大事なことは…

T男：わかってるって！「ちゃんと働いて、ちゃんともらおう」やろ。

たぬ：そのとおり！

2. ある日のバイトで勇気を出して…

A：社長、契約書、ちょうだい。

社長：え？何の契約書や？

A：私がここに入ったときの契約書！」

社長：そんなもんないわ～。俺、おまえと契約したか？

A：ほな、もう帰るわ～。

社長：ちょっと待って。何でそんなんいるねん？

A：学校の宿題でださなあかんから、ほしいねん。

社長：おまえ、先生に言っとけ！あほちゃうかあ～って。どうせ、最低賃金とかそんなん教えてんちゃうんけ？いらんこと教えんでえ～ねんって言うときよ！（ぶつぶつ言う）

事務員：あ、Aちゃん。そういえば確かあそこの引き出しに契約書みたいなの、あったかも。

ちょっと待ちや～。（奥の古い引き出しの下のほうから探してくれる）

社長：余計なことせんで…

事務員：ほら、あった。これやわ。

A：わ！古っ！これ、いつのん？ええっと…あれ？時給も労働時間もな～んも書いてないし。

事務員：あら、ほんまや。

A：しかも「辞める時は、はよ言え」みたいな店側の守ってほしい条件しか書いてない。

社長：おまえ、この契約書、発表とかせえへんやろな？」

A：（笑って）せ～へんよ！

（社長、ぶつぶつ言いながら去る）

事務員：Aちゃん、どうするの？

A：するに決まってるやん！もうこれ確信犯や。社長、あかんてわかってやってるみたい。ばれたくないかな～。私の店なんとかならんかなあ～。

●本報告に述べたおもな実践は、以下の機関誌に掲載されています。

「アルバイトで雇用契約書をもらってみる」(高校生活指導 177 号 2008 年 青木書店)

「なぜこんなに自殺するのだろうか? 自殺者 3 万人社会を考える」(同 185 号 2010 年)

「共同的に生きる、という感覚」(同 189 号 2011 年)

●なお、本実践については、竹内常一氏が詳細な分析を行ってくれています。以下の文献を参照してください。

「はたらかされる」から「はたらく」へ～アルバイトの雇用契約書をもらってみる(竹内常一・佐藤洋作編著「教育と福祉の出会いとこころ 子ども・若者としあわせをひらく」山吹書店 2012 年)

学校中退・不登校の若者を仕事と社会につなげるデンマーク生産学校
大串隆吉（東京都立大学名誉教授）

生産学校は、比較的新しい。1980年代以降の現象。デンマークでは1978年に教育省が知識と職業教育を結合した「第三の教育」のために生産学校の創設を計画した。その対象は、知識の教育、職業教育に適応できなかった青年。入り口は座学ではなく販売につながる生産の過程。

1981年に7校、1985年57校、現在88校。1980年以降に発展定着。

ドイツの場合も同様。最初の生産学校、カッセル生産学校ーブントシュティフトは1984年に設立された。

	2007	2008	2009
学校数	84	78	78
生徒数	8.851	9.520	10.261(男 59.7% 女 40.3%)

出身学歴

基礎学校 45.9% 生産学校 24.2% ギムナジウム 3.1% 職業高校 3.5% 職業教育・訓練コース(VET) 23.3%

Tal for produktionsskoler i kalenderaet 2009

1985年に生産学校法制定。所管は文部大臣。対象は「若い失業者」で、目的は「労働市場で職場を得るためによりよい前提」を与えること。10年後に変わり、現在の対象は中等教育未修了の若者である。

デンマーク政府は2005年に2010年までに中等教育（青年教育）修了率を85%に、2015年までに95%にすることを決定した。青年教育のドロップアウト率は高い。

青年教育相談センター

2004年からコムーネに青年教育相談センター（Ungdommens Uddannelsesvejledning-center, UU-center）が教育・職業相談法により設置された。このセンターはコムーネの社会福祉局に所属している学校課が管轄している。

教育・職業相談法第一条

第一条 1、相談は教育と職業の相談は、教育と職業の選択が個人と社会のために最大の可能性を果たすこと、その観点からすべての青年が職業能力を与える教育を修了することに貢献しなければならない。

2、相談は、特別な助言を利用することがない、あるいは教育の選択、修了、または職業選択の際に困難を持ち、特別な段階の目標を必要とする青年に行われなければならない。

ならない。

3, 相談は、個人の利益と人格的必要、自由な能力および今までの教育、仕事のなかで獲得された労働能力、自発的な職業動機に適合しなければならない。

4, 相談は、教育からの離脱、教育における補習選択は最大限防がれ、生徒および学生が最大の可能性のある、職業的・人格的成果をもたらす選択された教育を遂行することに貢献しなければならない。そのほかに、助言は生徒あるいは学生の能力をそれぞれの教育に移行するための選択が出来るように支えなければならない。

5, 相談は、さらに、情報—教育、教育機関、将来の仕事についての基礎情報を助言、提供し、そして探し、利用できることに貢献しなければならない。

中間機関

学校から社会への移行を支える中間機関としての性格を明確にしてきた。しかし、第三の教育を目指す動きもある。

生産学校法

第一条：生産学校は、実習と生産経験を土台とした職業訓練プログラムを提供する。事業は青年教育を受けていない、そのような教育を開始するために必要な資格を持っていない、または青年教育を中断した 25 歳以下の若者を対象とする。

ひとつの典型例

「カスパーは、18 歳、国民学校を何度も転校し、いじめに遭い、アウトサイダーとして自分を考えていた。継父の所に住む（実の父親とは接触はなく、母親は父親のことを聞かれるのいやがった）10 学年目に職業コースにはいり、金属加工訓練コースを選ぶが、知識を学ぶために静かに座っているのが苦痛でスーパーで働くようになり、18 歳の誕生日に放校され、生産学校に入る。

生産学校では、十分な能力がないと判断し、園芸コースに入れ生産品をより分ける仕事に従事させる。「することが多いわけではないが、楽しい」その後金属加工コースに入る。

「あまりうまくできないが、良い学校だ」

これからの希望。女友達を見つけ、仲良くなりたい。見つけるのは難しくないが、つきあいかたが難しい。結婚したい。やりたい仕事につき、人生を楽しみたい。」

生産学校の事業は次のことを意図している。

第二条：生産学校の計画は、実践活動、生産活動そしてそれに関係した理論学習からなる。

理論学習は、重要な範囲を対象とし、出来るだけ広く実習に結びつけられるべきである。職業訓練指導あるいは職業指導が提供されなければならない。

社会への移行は就職させるだけではなく、デンマークの社会への参加でもあるが、その核

となるのは労働能力であると考えられている。資格社会であるデンマークでは資格の習得が重要である。

生産学校法第一条

第2項 事業は次のことを意図している。受講者の人格的成長を強埋めること、そして、教育制度の中及び労働市場（通常の労働市場）で彼らの可能性を改善すること。すなわち、これは柔軟な雇用関係と公に保護された仕事などの中に彼らの労働を入れることである。さらに、受講者の仕事の能力と関心の発展のための事業は、民主的
社会において積極的に行動することに貢献する

第3項 事業は特別の注意を職業青年教育を得ることに導く資格の獲得に向ける。

運営は民間法人が当たる。財源は多くの部分を公費によっている。

生産学校への補助金の流れ一図

コムーネの責任は大きい。コムーネは基礎補助金以外に居住している生徒に奨学金を支払う。2007年の平均額は、ひと月18才未満が約1万2千円、18歳以上が約2万8千円。生徒の使用する道具類は貸与、交通費は学割。

法人の独立性は保障される。

生産学校法第5条：民間法人として生産学校は独立していなければならない。収益の余剰は教育活動と生産活動のみに支出される。

法人の理事会は、生徒評議会代表、地域の産業団体及び議会の代表からなる5名以上の理事。労働組合、雇用主の代表を理事にしているところもある。

生産は現実の物的生産、精神的生産により使用価値を生産

家政関係、木工・建築・金属加工、塗装、事務、メディア・情報技術、自然・園芸、創造活動（音楽、演劇）、（船大工、保育などもある）

グループによる注文生産「作業のプロジェクトは、販売を前提にして行われ、生産物は通常の市場の要求を満たす質と水準を保たなければならない」（Verner Ljung）

報酬が支払われる。

新しい徒弟性－生産と親密性

1, 私たちはそれぞれ何か良いもの／得意なものをもっている。

その何かを見つけることは大切である。

とグミ・ターザンとオレ・ロン・キルケゴールは言っている。

そして、それによって何かをなしとげる。

とコースーア生産学校の我々は言う。

2、人は何かを学ぶことなしに教育されることが出来る。

人は教育されることなしに何かを学ぶことが出来る。

- ・個人それぞれのカリキュラム、明快で、目で見ることが出来る目的と枠組み
- ・生産－必要性－何かから離れて（参考：例えば失意や閉じこもりから離れて）、社会的で労働的な共同体に入る。
- ・教育の環境－若者の協同の場
- ・親密さ、小規模の作業所の一体性、親密さと安心が支配する場
- ・責任、減額される可能性のある学校の報酬
- ・同僚、マイスター（職業訓練指導員）と助言者（メントーア）の両方の役割をそれぞれが統一する。
- ・管理運営、態度と方向性

3、何かをなす人は、何かを学ぶ人である。

そこで、10 ある作業所で何かがなされる。

木組みの家の中には水が置かれてなければならない。

服はきちんとしていなければならない。

ガスコンロの棚が利用されることが出来なければならない。

CD は聞かれることがなければならない。

技術的に何かが学ばれ、人格的、社会的に学ばれるもの。

Lyst til udfordring＝やる気、 Deltagelse på skolen＝学校への出席、 Samarbejde＝協同性、 Deltagelse på værkstedet＝作業所への出席、 Pålidelighed＝信頼性

Krav til dig selv＝自己自身への要求、 Selvstændighed＝自立性

Opfindsomhed＝創造性

4、何かを学ぶためにここにいる。

・壁に（作業所の）仕事の技能、参加者の能力の記録（を掲げる）、人格的、社会的能力（の記録）を我々は我々のために（だけ）持つ。

・参加者としばしば行われる話し合いは、どのように彼らが進んでいるか、何を彼らが学んでいるか、まだ何に欠けているかが、明確にされる場である。

5 さらに→参加者への助言、生産計画作り、安全性と APV、計算、コース、要求、デンマークとアイルランドにおける実習、PC 証明書、その他実践的な出発点を持ったそれぞれの教育カリキュラムのための制度的枠組み

- ・生産学校のカリキュラム
- ・EGU－職業基礎教育
- ・生産学校の基礎にある徒弟（職業訓練生）

何かをなす人は

何かを学ぶ人であり、

そこで何かを創り出す人である。

重要なことは、作業所での生産である。なぜなら、我々はそれぞれ何かいい物を持っているから。

重要なことは他にもある。

重要なことは、何かをそこで創り出すことである。

何かを見つけ出すことこそが大切である。

6, プロジェクト→海の若者、クレーバーハーヘンの秋祭り

旅行→訪問者→お祭り・スポーツ

学校ならざる学校（ジーン・レイヴ）

中間機関の役割を果たしたているか

修了者の進路

	後期中等教育	就職	失業・無業	国民高等学校など
2005	39%	23%	9%（18歳以下）	20%
2009	37%	12%	20%	8%

Tal for produktionsskoler i kalemderaeret 2009

文献

Jean Leave : Learning in Practice- The Kalbundborg Production School, 2001

Verner Ljung : Die Daenischen Produktionsschulen – Eine Beschreibung, 1997 (Hg)

Forenigen for Produktionsskoler og Produktionshoejskoler

大串隆吉：若者に職業訓練と職業を 『教育』 10.2009

学校中退者、無業の若者を支えるデンマーク生産学校 『協同の発見』 12.2009

デンマーク・デュアル制度と後期中等教育（青年教育）進学率（2007年）

商業系学校のデュアルシステム

タイプ1 タイプ2

4	P	P	p
3	P	P	
2	S	P	P
1	S	S	P

進路決定期間

—

三つのコースを選ぶことが出来る。

技術系学校のデュアルシステム

0	1	2	3	4年

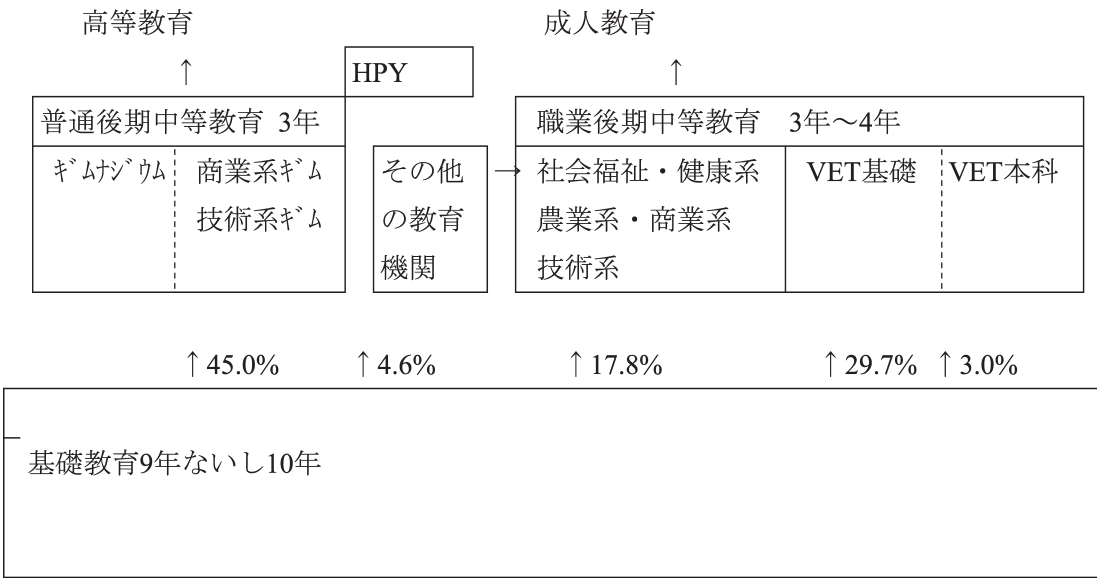
S	P	S	P	木工旋盤工				
	P		P	フライス盤工				
	P		P	ねじ機械工				
	P		P	金属・機械工				
				P	S	P	S	P
				プラスチック機械工				
	P		P	P	S	P	S	P

Sは、学校。Pは、現場実習

出展：Ausbildungen an Beruflichen Schulen in Daenemark, <http://www.es-c.dk/dts/udd/>

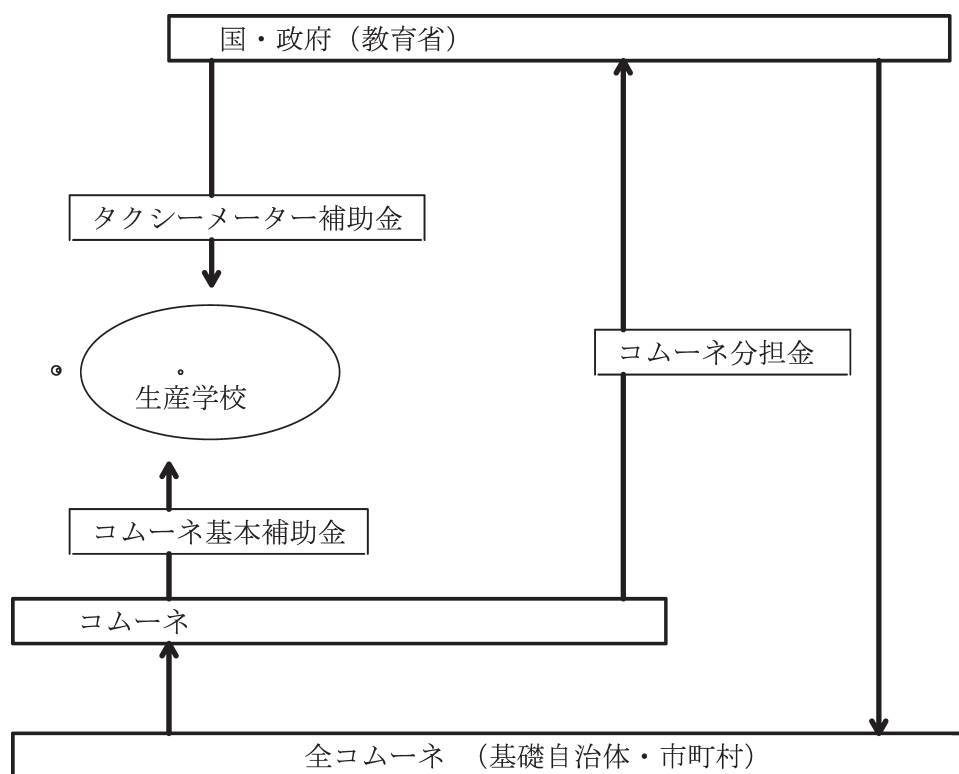
HPY 高等教育予備試験コースは、普通後期中等教育修者あるいはドロップアウトした者の特別コース

2007 年



HPY 高等教育予備試験コースは、普通後期中等教育修者あるいはドロップアウトした者の特別コース

生産学校への補助金の流れ



注：タクシーメーター補助金とは、固定額と生徒一人あたりの変動額からなる。

出所：Die daenischen Prosuktionsschulen- eine Einfuehrung, 2009, die Produktionsschulenverein